

会
議
用

国立大学協会規則集

昭和45年11月

国立大学協会事務局

目 次

第 I 章 国立大学協会

第 1 節 総 則 及 び 例 規

- 国立大学協会会則…………… (昭和40. 4. 1) …… 1
- 国立大学長懇談会開催について…………… (昭和42. 11. 30) …… 7
- 理事及び監事総会互選要領…………… (昭和39. 11. 26) …… 7
- 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会
選出要領…………… (昭和39. 11. 26) …… 8
- 国立大学協会会則第22条第 2 項第 2 号の委員選任
要領…………… (昭和39. 11. 26) …… 9
- 国立大学協会会則第22条第 2 項第 2 号の委員 2 名
を 3 名とすることについて…………… (昭和44. 11. 24) …… 9
- 特別委員会の委員補充に関する選任手続について…………… (昭和44. 4. 2) ……10
- 国立大学協会会費の基準…………… (昭和39. 11. 27) ……10
- 会費の基準が前年度と同一の場合における翌年度
の会費承認方について…………… (昭和45. 4. 27) ……11
- 学長以外の委員の会議出席旅費支給基準…………… (昭和45. 6. 26) ……12

第 2 節 諸 規 程

- 国立大学協会事務局組織規程…………… (昭和42. 11. 1) ……12
- 国立大学協会処務規程…………… (昭和42. 11. 1) ……15
- 国立大学協会職員服務規程…………… (昭和42. 11. 1) ……23
- 国立大学協会会計規程…………… (昭和42. 11. 1) ……27
- 国立大学協会給与規程…………… (昭和42. 11. 1) ……36
- 国立大学協会旅費規程…………… (昭和42. 11. 1) ……40

第 3 節 参 考

- 国立大学協会会則の解説及び質疑応答…………… (昭和39. 11. 26)
第 33 回 総 会) ……42

第II章 大学運営協議会

第1節 総則および例規

- 大学運営協議会規程……………(昭和38. 2. 28) ……46
- 大学運営協議会規程実施細則……………(昭和38. 9. 27) ……49
- 大学運営協議会地区選出委員の輪番制等について……………(昭和44. 6. 25) ……50

第2節 参 考

- 大学運営協議会規程の解説及び質疑応答……………(昭和38. 2. 28) ……51
第28回総会
- 大学運営協議会規程実施細則の解説……………(昭和38. 6. 7第2回) ……64
大学運営協議会

第III章 特別会計制度協議会

第1節 総則および例規

- 国立学校特別会計制度協議会設置について、会長
と文部事務次官との申し合わせ……………(昭和39. 6. 5) ……70
- 国立学校特別会計制度協議会運営方針……………(昭和39. 9. 21) ……71
- 国立学校特別会計制度実施の際の文部事務次官と
大蔵省主計局長との覚書……………(昭和39. 2. 27) ……71

第2節 参 考

- 国立学校特別会計について検討を要する事項(問題点)
(昭和40. 4. 26第3回特) ……72
別会計制度協議会決定
- 国立学校特別会計制度についての意見……………(昭和39. 1. 23) ……74
国立大学協会会長
- 国立学校特別会計制度についての意見の解説
(昭和38. 12. 25役員会,) ……75
第六常置合同会議

第Ⅰ章 国立大学協会

第 1 節 総則及び例規

○国立大学協会会則

(昭和40. 4. 1)
(制 定)

改正 昭和40. 6. 24

45. 6. 26

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、国立大学協会と称する。

(組 織)

第 2 条 国立大学協会（以下「協会」という。）は、国立大学を会員として組織する。

(主たる事務所)

第 3 条 協会の主たる事務所は、東京都文京区本郷7丁目3番1号に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 4 条 協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力をはかることにより、その振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 国立大学の振興につき必要な調査研究
- (2) 研究及び教育における大学相互の協力援助に関し必要な事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか協会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員 の 代 表

(会員の代表)

第 6 条 協会において、会員たる国立大学を代表する者は、当該大学の学長又は学長の職務を行なう者とする。

- 2 前項の規定により大学を代表する者（以下「代表者」という。）に事故があるときは、そのつど当該大学の指定する教員が、代表者の任務を行なうことができる。

第4章 機 関

第1節 総 会

（総会の組織）

第7条 総会は、会員の代表者をもって組織する。

（協会の意思の決定表示）

第8条 協会がその意思を決定し又は表示する場合は、総会の議によらなければならない。ただし、緊急の必要があり総会を招集するいとまがない場合においては、理事会の議により、これを行なうことができる。

- 2 前項ただし書の規定によってなされた措置については、次の総会においてその承認を得なければならない。

（総会の招集）

第9条 総会は、会長が招集する。

（定例総会）

第10条 定例総会は、毎年2回招集するものとする。その時期は6月及び11月を常例とする。

（臨時総会）

第11条 会長は、必要があると認めたときは、臨時総会を招集することができる。

- 2 会員総数の8分の1以上の大学から、議題を示して要求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

（議 長）

第12条 会長は、総会の議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、会長の指名する副会長が議長の職務を行なう。
3 会長及び副会長ともに事故があるときは、総会において、理事の中から議長の職務を行なう者を定める。

（定足数及び表決）

第13条 総会は、会員総数の半数以上の代表者が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

- 2 総会の議事は、特別の定めのある場合を除き、出席代表者の過半数をもって決する。
3 議長は、表決権を失わないものとする。

（議事運営に関する事項）

第14条 この会則に定めるもののほか、総会の議事運営に必要な事項は、議長が総会に諮って定める。

第2節 理事及び理事会

(理 事)

第15条 協会に、理事21人を置く。

2 理事は、総会において互選された大学の代表者をもってあてる。

(理事の任期)

第16条 理事の任期は、2年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 同一の大学の代表者が引き続いて理事となることは、妨げられないものとする。

3 理事がその任期中に当該大学の代表者でなくなったときは、当該大学の後任の代表者が理事となる。その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第17条 理事会は、理事及び各常置委員会の委員長をもって組織する。

2 理事会は、協会の運営に関する事項を処理する。

3 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

4 第12条第2項及び第3項の規定は、理事会の議長に準用する。

(定足数及び表決)

第18条 理事会は、理事及び各常置委員会の委員長の総数の半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(常務理事会)

第19条 常務理事会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 会長及び副会長

(2) 各常置委員会の委員長

2 常務理事会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 協会運営の常務に関する事項

(2) 総会又は理事会の委任にかかわる事項

3 常務理事会において処理した事項は、次の総会又は理事会において、報告をしなければならない。

第3節 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第20条 協会に、会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

3 会長又は副会長は、理事としての任期が満了したときは、その地位を失う。

4 会長又は副会長が辞任し、又は大学の代表者でなくなったときは、第2項の規定によ

り、会長又は副会長を定めるものとする。

(会長及び副会長の職務)

第21条 会長は、協会の会務を総括し、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を行なう。

第4節 委員会

(常置委員会)

第22条 協会の事業に関する事項を分担して調査研究するため、総会の定めるところにより、若干数の常置委員会を置く。

2 常置委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 総会において選出された大学の代表者 若干名

(2) 理事会が国立大学の教員の中から選任した者 若干名

3 常置委員会の委員の任期は、2年とする。

4 第16条第2項及び第3項の規定は、大学の代表者たる常置委員会の委員に準用する。

(特別委員会)

第23条 臨時に特別の事項を調査研究するため必要があるときは、理事会の議により特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員は、理事会が選任する。この場合においては国立大学の教員を委員に加えることができる。

(委員長)

第24条 委員長は、委員会において委員の互選により定める。

2 委員長は、総会において、その委員会の担当事項について報告をしなければならない。

3 特別委員会の委員長は、理事会に出席し、その委員会の担当事項について意見を述べるることができる。

(定足数及び表決)

第25条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(専門委員)

第26条 委員会は、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

(臨時の委員および専門委員)

第26条の2 委員会において、特別の事項を審議するため特に必要があるときは、理事会の議により国立大学の元教員を臨時委員又は臨時専門委員とすることができる。

(小委員会)

第27条 委員会は、特定の事項を処理するため必要があるときは、小委員会を設けること

ができる。

(教員の意見陳述)

第28条 国立大学の教員は、協会の事業に関して協会に対し意見を述べることができる。

- 2 前項の意見は、文書で提出するものとする。
- 3 意見が協会に提出されたときは、会長は、これに関係のある事項を担当する委員会に回付するものとする。
- 4 前項の規定により、意見の回付を受けた委員会は、必要があると認めたときは、口頭によってその教員の意見を聴取することができる。

第5節 大学運営協議会

(大学運営協議会)

第29条 協会に、大学運営協議会を置く。

- 2 大学運営協議会の組織及び運営については、別に定める。

第6節 監 事

(監 事)

第30条 協会に、監事2人を置く。

- 2 監事は、総会で互選された大学の代表者をもってあてる。

(監事の任期)

第31条 監事の任期は、2年とする。

- 2 第16条第2項及び第3項の規定は、監事に準用する。
- 3 監事が常置委員会の委員長になったときは、監事の地位を失う。

(監事の職務)

第32条 監事は、協会の会計及び会務執行の状況を監査する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

第5章 会 計

(会計年度)

第33条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第34条 協会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第35条 会員は、総会の定める基準に従って理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(予算及び決算)

第36条 協会の予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。

第6章 事 務 局

(事務局及び事務職員)

第37条 協会に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、主事及び事務職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括する。
- 4 主事は、会長及び事務局長の指揮を受け、事務局の事務を処理する。
- 5 事務職員は、協会の庶務に従事する。

第7章 会 則 の 変 更

(会則の変更)

第38条 この会則は、総会において、会員総数の3分の2以上の代表者の同意がなければ、変更することができない。

附 則

- 1 この会則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 国立大学協会会則(昭和25年7月13日施行。以下「旧会則」という。)は、廃止する。
- 3 この会則施行の際現に在任する会長、副会長、理事、監事及び常置委員会の委員は、次項の規定により後任者が選任されるまで在任するものとする。
- 4 この会則施行後最初の総会において、理事、監事及び常置委員会の委員の選任をしなければならない。
- 5 この会則施行の際現に在任する特別委員会の委員は、別段の措置がなされない限り、引き続き在任するものとする。
- 6 第22条第2項第2号の委員の数は、当分の間、同項第1号の委員の数の3分の1以内とする。
- 7 この会則施行の際現に設置されている常置委員会は、第22条第2項第2号の委員が選任されるまでの間、従前の例により、その任務を行なうことができる。
- 8 旧会則の規定によりなされた措置は、別段の定めがなされない限り、その規定に対応するこの会則の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この会則は、昭和40年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

(昭和 40. 6. 24 改正)

附 則

この会則は、昭和45年6月26日から施行する。(昭和 45. 6. 26 改正)

○ 国立大学長懇談会開催について

(昭和42. 11. 30
第40回総会決定)

国立大学協会総会開催の際文部省関係官を交えて次の日程により国立大学長懇談会を開催する。

(1) 開催の時期

- a) 総会と同一の時期に学長会議が催されないときに開催すること。
- b) 総会を2日目の午前中に閉会し、午後を国立大学長懇談会にあてること。

(2) 国立大学長懇談会開催の際の各委員会

総会を2日間開催する場合は、第2日目の午前中各委員会を開催し、午後総会を再開するが、国立大学長懇談会開催の場合は、総会期間中は委員会を開催しないこととし、委員会は総会前日以前に開催すること。

○ 理事及び監事総会互選要領

(昭和39. 11. 26
第33回総会可決)

改正 昭和40. 6. 22 第34回総会
 " 41. 6. 22 第37回総会
 " 42. 6. 26 第39回総会
 " 43. 6. 25 第41回総会

理事21人（会則第15条）及び監事2人（会則第30条）の総会互選については、次の方法による。

- 1) 理事は、別表の地区別定員により、各地区毎にその候補者を互選し、これを総会に諮って決定する。
- 2) 監事の互選は、理事及び各常置委員会の委員長の互選をまってこれを行なう。
- 3) 監事は、理事及び各常置委員会の委員長以外の大学の代表者のうちから、理事会がその候補者を選考し、これを総会に諮って決定する。

(別 表)

理 事 地 区 別 定 員 表

地 区 別	所 属 大 学	理事定員
北海道、 東北地区	北海道、北海道教育、室蘭工業、小樽商科、帯広畜産、北見工業、弘前、岩手、東北、宮城教育、秋田、山形、福島	3
関東、甲 信越地区	茨城、宇都宮、群馬、埼玉、千葉、東京、東京医歯、東京外語、東京学芸、東京農工、東京芸術、東京教育、東京工業、	6

	東京商船, 東京水産, お茶の水, 電気通信, 一橋, 横浜国立, 新潟, 山梨, 信州	
中部地区	富山, 金沢, 福井, 岐阜, 静岡, 名古屋, 愛知教育, 名古屋工, 三重	3
近畿地区	滋賀, 京都, 京都教育, 京都工芸, 大阪, 大阪外語, 大阪教育, 神戸, 神戸商船, 奈良教育, 奈良女子, 和歌山	3
中国, 四国地区	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知	3
九州地区	福岡教育, 九州, 九州芸工, 九州工業, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島	3

○ 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領

(昭和39. 11. 26
第33回総会可決)

改正 昭和40. 6. 24 第34回総会
 // 41. 6. 22 第37回総会
 // 42. 6. 26 第39回総会
 // 43. 6. 25 第41回総会

1. 国立大学の代表者は、何れか一の常置委員会の委員になるものとする。ただし特定の事項を審議するため当該事項を担当する常置委員会の要求がある場合は、常務理事会の議を経て臨時に他の常置委員会の委員をその委員とすることができる。
会長および副会長は、常置委員会の委員にはならない。
2. 国立大学の代表者である常置委員会の委員の選出は、理事会において各常置委員会の定数により委員候補者を選考し、これを総会に諮って決定する。
3. 前項により、理事会において各常置委員会の委員候補者を選考するにあたっては、各国立大学の代表者の希望をきくほか、それぞれの専門、所属大学の種別、地区等を考慮してこれを行なう。
4. 各常置委員会の国立大学の代表者である委員の定数は、次のとおりとする。ただし、第1項ただし書の場合はこの定数を超えることができる。

各 常 置 委 員 会 委 員 定 数 表
 常置委員会 委員定数

第1

11

第2	11
第3	10
第4	10
第5	10
第6	10
第7	10
計	72

了解事項

1. 会長、副会長は随時何れの委員会にも出席することができる。
2. 各常置委員会の委員は、希望により所属以外の常置委員会に、その委員長の諒解を得て出席することができる。

○ 国立大学協会会則第22条第2項第2号の 委員選任要領

(昭和39. 11. 26
第33回総会可決)

理事会において行なう、国立大学の教員である常置委員会の委員（以下「委員」という。）の選任については、次の方法による。

1. 理事会において、委員の候補者を選考するにあたっては、各常置委員会の担当事項及び大学の種別等を考慮するとともに特定の地区にかたよらないように留意して、これを行なう。
2. 同一の大学の代表者及び教員は、同一の常置委員会の委員としない。
3. 理事会は、前2項により委員の候補者を選考したときは、所属大学長及び当該候補者の了承を得て、これを選任する。

○ 国立大学協会会則第22条第2項第2号の 委員2名を3名とすることについて

(昭和44. 11. 24
第45回総会決定)

各常置委員会において必要ある場合は、会則第22条第2項第2号の委員を3名置くことができる。ただし、次期改選期までの間は、地区割当等については考慮しない。（ただし、昭和46年6月総会までとする。）

○ 特別委員会の委員補充に関する選任手続について

(昭和44. 4. 2)
(理事会決定)

特別委員会の委員は、会則第23条第2項の規定により、理事会が選任することになっており、従って、学長の交迭等により、特別委員会の委員に欠員を生じた場合は、次期理事会まで補充不可能のため、特別委員会の運営上支障を来す例が少なくないので、今後特別委員会の委員に欠員を生じ、かつ、緊急に補充を必要とする場合は、予め、当該特別委員会をして補充させ、次期理事会でこれを追認する手続をとることとする。

○ 国立大学協会会費の基準

(昭和39. 11. 27)
(第33回総会可決)

改正 昭和44. 6. 24 第43回総会

昭和45. 6. 26 第46回総会

国立大学協会における各大学の会費は、次の各号に定める額の合計額とする。

1. 会費基本額 1 大学当り 40,000円
2. 学部数による負担額 1 学部当り 40,000円
3. 決算額による負担額 前々年度における当該大学の 項) 国立学校 目) 校費および光熱水料決算額の0.03%。ただし、当分の間これにより算出した各大学の負担額が、前年度に比し50%を超える場合は、これを50%にとどめる。

附 則

この改正は、昭和45年4月1日より適用する。

○ 国立大学協議の会費の基準が前年度と同一の場合における翌年度の会費承認方について

東大経主第60号
昭和45年4月27日

国立大学協会々長 殿

東京大学総長 加藤 一郎

標記のことについては、従来昭和41年6月2日付学会第146号東京大学長宛文部省大臣官房会計課長通知「国立大学協会の会費の支出について」（別紙参照）により処理してきましたが、この度この点に関する今後の取扱い方について文部省大臣官房会計課と打合わせの結果、上記の通知「なお書」以下は、現在なお有効であり、今後ともこの趣旨により処理されたいとのことでありました。

ついては、念のため別記のとおり本学より各大学および国立大学協会に連絡することになりましたので、ここにご通知いたします。

（別記）

1. 国立大学協会の翌年度の「会費の基準」が前年度と同一の場合は、同協会より東京大学長を通じて文部省大臣官房会計課長に、翌年度開始の20日前までにあらかじめ下記の書類を提出すること。
2. 翌年度当初までに、文部省大臣官房会計課長より同協会会費支出についてとくに指示がなかったときは、承認のあったものとして処理して差支えないこと。

記

- (1) 翌年度の会費額調書
- (2) 翌年度の歳入歳出予算書（または案）
- (3) 当該年度の決算見込書
- (4) 会費の基準

（別紙）

国立大学協会の会費の支出について

学会等146号
昭和41年6月2日

東京大学長 殿

文部省大臣官房会計課長

岩間 英太郎

昭和41年5月18日付け東大経主第114号で申し越しがあつた国立大学協会会費の支出については、昭和41年度分について異存ありません。

なお、昭和42年度分以降については、各年度開始の20日前までにあらかじめ下記の書類をご提出願います。

おって昭和42年度分以降については、各年度当初までに標記のことについての取扱いについて指示がなかった場合は、承認があったものとして支出して差し支えありません。

記

- (1) 翌年度の会費額調書
- (2) 翌年度の歳入歳出予算書（又は案）
- (3) 当該年度の決算見込書
- (4) 会費の基準

○ 学長以外の委員の会議出席旅費文給基準

（昭和45. 6. 26）
（第46回総会）

学長以外の委員の会議等出席旅費は、次の区分により支給する。

1. 次項2の在京大学および東京近接大学以外の委員には、鉄道賃（グリーン車・特急券又は急行券）のほか、日当宿泊料（教育職2等8号以上は行政職2等の額、2等7号以下はそれぞれ定額）を支給する。事務系職員の委員は、これに準ずる。
2. 在京大学および東京近接大学（埼玉、千葉、横浜）の委員には、会議1日につき車賃として1,000円を支給する。ただし、会議が東京以外の場合は、前項1に準じ旅費を支給する。

第2節 諸 規 程

○ 国立大学協会事務局組織規程

（目 的）

第1条 この規程は、国立大学協会事務局（以下「事務局」という。）の組織とこれに伴う職制を定めることを目的とする。

（組 織）

第2条 事務局に次の3部を置く。

- (1) 総 務
- (2) 会 議

(3) 計 理

(総 務)

第3条 総務担当の部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事務局各部の事務の総合調整に関する事
- (2) 大学相互の協力援助および連絡調整に関する事
- (3) 教育および學術諸団体との連絡協調その他渉外に関する事
- (4) 大学に関する内外資料の調査および統計に関する事
- (5) 会議・行事・会合等の企画調整および連絡に関する事
- (6) 会報の編集および発行に関する事
- (7) 刊行圖書の企画、編集および発行に関する事
- (8) 役員および委員に関する事
- (9) 会則その他諸規程の制定改廃に関する事
- (10) 広報に関する事
- (11) 会印および職印に関する事
- (12) 職員の任免、給与その他人事に関する事
- (13) 職員の勤務および出張に関する事
- (14) 圖書原簿および圖書・刊行物の整理保管に関する事
- (15) 所属文書の編綴および整理保存に関する事
- (16) その他他の部に属しない事務に関する事

(会 議)

第4条 会議担当の部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会議に関する調査研究資料の収集整理に関する事
- (2) 会議資料の作成および印刷に関する事
- (3) 会議案の作案に関する事
- (4) 要望書、意見書等の作案および処理に関する事
- (5) 会議の議事記録に関する事
- (6) 特別会計制度協議会の会議に関する事
- (7) 会議・行事・会合の会場準備事務に関する事
- (8) 会議に関する議事録および資料の編綴整理および保管に関する事
- (9) 新聞、雑誌の整理および抜粹に関する事
- (10) タイプ浄書および複写に関する事
- (11) 文書の収発および回議に関する事
- (12) 所属文書の編綴および整理保存に関する事
- (13) その他会議に関する事

(計 理)

第5条 計理担当の部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算および決算に関する事

- (2) 収入および支出に関すること
- (3) 会計に関する契約に関すること
- (4) 現金および有価証券の出納保管に関すること
- (5) 会費および刊行物代金等の徴収に関すること
- (6) 物品の調達および出納保管に関すること
- (7) 郵券および車券の受払に関すること
- (8) 光熱水料および電信電話料金等に関すること
- (9) 建物、工作物の維持管理および役務に関すること
- (10) 給与その他人件費の経理および給与簿の管理に関すること
- (11) 職員の保健および福利厚生に関すること
- (12) 職員の厚生年金および健康保険に関すること
- (13) 会議・行事・会合の会場借上げおよび設営に関すること
- (14) 建物内の警備・清掃および自動車の配車に関すること
- (15) 会計成規の帳簿の記帳に関すること
- (16) 所管文書の編綴および整理保存に関すること
- (17) その他会計経理に関すること

(職 制)

第6条 事務局に、事務局長、主事および事務職員をおく。

2 会務処理のため特に必要があるときは、非常勤職員として幹事および嘱託をおくことができる。

(事務局長)

第7条 事務局長は、会長の命を受けて、局務を総括する。

(主 事)

第8条 主事は、会長および事務局長の指揮を受け、主事のうち1人は、局務全般について事務局長を補佐するほか総務を担当し、その他の主事は、それぞれ会議および計理を担当する。

2 総務担当の主事は、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務職員)

第9条 第6条第1項の事務職員は、それぞれ上司の命を受けて、所属の事務に従事する。

2 幹事は、国立大学協会の事務運営に関し大学相互間における連絡調整の業務を担当し、各地区の国立大学事務局長によって互選された地区代表者に会長が委嘱する。

3 嘱託は、会長より委嘱を受けた業務に従事する。

(事務の協力)

第10条 事務局の職員は、事務の繁閑に応じ必要がある場合は、所属外の事務に従事し、相互に協力しなければならない。

附 則

この規程は、昭和42年11月1日から施行する。

○ 国立大学協会処務規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学協会（以下「本会」という。）の処務について定めることを目的とする。

第2章 事 案 の 処 理

(文書処理)

第2条 すべて事案は、文書により処理しなければならない。

(会長の決裁事案)

第3条 会長の決裁を要する事案は、次のとおりとする。

- (1) 本会の運営に関する重要方針に関すること
- (2) 総会、理事会その他諸会議に関すること
- (3) 会則および諸規程に関すること
- (4) 予算および決算に関すること
- (5) 委員等の委嘱、解嘱および謝礼に関すること
- (6) 事務局職員の任免および給与に関すること
- (7) 要望書、意見書および発表に関すること
- (8) 特に重要な事項の照会、回答、報告および通知に関すること
- (9) 予算の流用に関すること
- (10) 50万円を超える支出に関すること
- (11) その他特に重要な事項に関すること

(事務局長の専決事項)

第4条 事務局長の専決できる事案は、次のとおりとする。

- (1) 事務局職員の事務分掌、出張、休暇その他勤務に関すること
- (2) 常務に関する照会、回答、報告および通知に関すること
- (3) 会議の記録に関すること
- (4) 収入および支出（50万円を超える支出を除く）に関すること
- (5) その他恒常的な事項に関すること

(会議の議決を要する事案)

第5条 前2条の決裁事案または専決事案のうち、本会の会則その他の諸規程により常務理事会、理事会または総会の議決を要するものは、その決議を経て事案を処理執行しなければならない。

(供 閲)

第6条 文書、刊行物および資料等のうち、特に上司の供聞を必要とするものについては、その旨を表示しこれを回付しなければならない。

第3章 文書の起案および処理

(文書の起案)

第7条 文書の起案は、特に定めるもののほか、次の各号に定める原議用紙を使用するものとする。

- (1) 一般事案用原議用紙(別紙第1号様式)
- (2) 原議用補助用紙(別紙第2号様式)
- (3) 出張に関する原議用紙(別紙第3号様式)

(起案文書)

第8条 起案文書は、原則として1案件について1文書とし、関係資料をこれに添付しなければならない。

- 2 起案文書は、すべて横書き左とじとし、文体は口語体を使用するものとする。
- 3 起案文書は、起案者の責任において、上司の決裁を受けこれを処理しなければならない。

(秘扱い文書)

第9条 秘扱いの文書は、当該文書にその旨を表示し、その取扱いに注意しなければならない。

(至急文書)

第10条 至急文書は、当該文書にその旨を表示し、左上辺に赤紙を付して、他の文書に優先して処理しなければならない。

(文書記号および文書番号)

第11条 文書には、国大協総(または議・計)の文書記号および文書番号を付するものとする。

- 2 文書番号は、文書記号別とし、年度毎に一貫番号により整理するものとする。

(文書処理簿)

第12条 起案文書、受信文書および発信文書等を処理するため別紙第4号様式の文書処理簿を備え、文書処理の経過その他を明確に記入しなければならない。

(起案文書の処理)

第13条 起案文書は、すべて文書係に回付し、当該文書に文書記号および文書番号を付するとともに、文書処理簿に必要事項を記入して、その回議先等を明らかにしなければならない。

(完結文書の処理)

第14条 完結した文書は、すべて文書係に回付し、完結事項を文書処理簿に記入の上これを保管するものとする。

(文書の保存期限)

第15条 完結文書の保存期限は、法規等により特に定めのあるものはその年限により、その他のものは、その内容および性質により別にこれを定める。

第4章 文書の收受および発送

(一般文書の收受)

第16条 一般文書を收受したときは、文書係において開封し、当該文書に受付印を押捺し、受付年月日、文書記号および文書番号を付するとともに、文書処理簿に必要事項を記入し、受領印を受けて担当者これを配付するものとする。

(書留、親展文書等の收受)

第17条 書留または親展の文書等を收受したときは、文書係において未開封のまま封筒に受付印を押捺し、受付年月日を付するとともに、書留・親展処理簿に必要事項を記入し、受領印を受けて担当者または名宛人にこれを配付するものとする。

2 個人あての文書を收受したときは、前項に準じて処理するものとする。

3 前2項の配付文書が、担当者または名宛人において開封の結果本会の文書である場合は、これを文書係に回付し、前条の規定により処理しなければならない。

(金券等の收受)

第18条 收受した文書に金券(現金・小切手の類)が添付されている場合は、金券授受簿に必要事項を記入し、受領印を受けて担当者または名宛人にこれを配付するものとする。

2 前項の文書が、本会の文書である場合は、第16条の規定によりこれを処理しなければならない。

(文書の発送)

第19条 文書の発送は、文書係または事案の性質により起案者の責任において行なうものとする。

2 文書の発送にあたっては、文書係において文書記号および文書番号を付し、文書処理簿に必要事項を記入するものとする。

第5章 会印および職印

(会印および職印の型式)

第20条 会印および職印の名称、書体および寸法等の型式は、別にこれを定める。

(会印および職印の管理)

第21条 会印および職印は、総務担当主事がこれを管理する。

第6章 補 則

(委 任)

第22条 この規程に定めるもののほか、本会の処務に関し必要な事項は事務局長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和42年11月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に使用する帳簿および用紙については、昭和42年度末またはこれを使消するまで使用することができる。

(別紙第1号様式)

[illegible]

備考 用紙寸法は日本標準規格B列5判とする。

.....

[illegible]

国立大学協会

(別紙第3号様式)

出張伺						
第 号	昭和 年 月 日 起案				決裁	月 日
会 長	局 長	総務主事	会議主事	計理主事	掛	起案者
発令 下記のとおりにしてよろしいか伺います 依頼						
職 名	氏 名	出 張 期 間				
		年 月 日より 年 月 日まで 日間				
		年 月 日より 年 月 日まで 日間				
		年 月 日より 年 月 日まで 日間				
用 務						
用 務 先						
旅 費 額	円	概算・清算	支出科目			
旅 費 算 定 内 訳						
備 考						

備考 用紙寸法は日本標準規格B列5判とする。

国立大学協会

(別紙第4号様式文書処理簿)

記 番 号	受 信 年 月 日	受 信 者	回 議		起案月日	起案者	(綴)	
	発 信 年 月 日	発 信 者			備 考			
	件 名							
	受		月日	月日				
	発							
			月日	月日				
	受		月日	月日				
	発							
			月日	月日				
	受		月日	月日				
	発 —							
			月日	月日				
	受		月日	月日				
	発							
			月日	月日				

備考 用紙寸法は日本標準規格B列5判とする。

○ 国立大学協会職員服務規程

（目 的）

第1条 この規程は、国立大学協会事務局職員（以下「職員」という。）の服務について定めることを目的とする。

（勤務時間）

第2条 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時までとし、この間に30分の休憩時間をおき、土曜日は午前8時30分から午後零時30分までとする。

（休 日）

第3条 休日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝・祭日

12月29日から同月31日までの日、1月2日および同月3日

（時間外勤務）

第4条 事務局長は、事務の都合により第2条の勤務時間を超えまたは第3条の休日に勤務を命ずることができる。

2 前項の規定による時間外勤務の命令は、別に定める時間外勤務命令簿による。

（年次休暇）

第5条 職員は、事務の繁閑を計り、あらかじめ事務局長の承認を得て毎年20日以内の年次休暇を受けることができる。年次休暇は、有給とする。

2 年次休暇は、1日または半日もしくは1時間を単位とし、1時間を単位として与えられた年次休暇は8時間をもって1日とする。

3 年の中途において新たに採用された職員のその年における年次休暇の日数は、第1項の日数を採用後の月数（1月未満切り上げ。）で按分した日数とする。

（特別休暇）

第6条 職員は、事務局長の承認を得て別表の特別休暇を受けることができる。特別休暇は有給とする。

（遅刻、早退、欠勤）

第7条 職員は、遅刻、早退または欠勤をする場合は、上司の承認を受けなければならない。

2 遅刻および早退等による欠勤時間は、8時間をもって1日の年次休暇または欠勤に換算する。

（遅刻、早退、欠勤の特例）

第8条 遅刻、早退または欠勤の事由が次の各号の1に該当する場合は、その職員の願い出によりこれを出勤とみなす。

(1) 選挙権その他公民としての権利を行使するとき

(2) 交通事故等により交通が遮断され出勤が遅れまたは不能となったとき

(3) その他特別の事由があると認めたとき

(休暇その他の願い出)

第9条 職員は、前各条の規定により、年次休暇または特別休暇を受けようとするとき、もしくは遅刻、早退または欠勤をしようとするときは、別紙様式による休暇願を提出しなければならない。

2 病気による欠勤が長期にわたるときは、病名および休養見込期間を記載した医師の診断書を前項の休暇願に添付しなければならない。

(職員の提出書類)

第10条 職員は、履歴書、戸籍抄本、住民票謄本および身元引受保証書を提出しなければならない。その内容に異同のあったときもまた同様とする。

(休 職)

第11条 職員が、次の各号の1に該当する場合はこれを休職とすることができる。

(1) 傷害または疾病により3月以上欠勤した場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

(3) 本人よりの休職願い出を適当と認めた場合

2 休職の期間はその都度これを定め、勤続年数への算入については、休職期間の2分の1の期間とする。

(退 職)

第12条 職員が自己の都合により退職しようとするときは、30日前に退職願を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(解 職)

第13条 職員が次の各号の1に該当するときは、解職することができる。

(1) 精神障害のため職務に堪えられないと認めたとき

(2) 休職期間満了後なお就業できないと認めたとき

(3) 刑事事件に関連し有罪判決が確定したとき

(4) 不正の行為があり改悛の見込みがないと認めたとき

2 前項第1号または第2号により職員を解職しようとするときは、30日前にこれを予告しなければならない。

(保 健)

第14条 毎年定期または必要に応じ職員の健康診断を行なう。

2 前項の健康診断の結果必要がある場合は、職員の健康保持について適当の措置を講ずるものとする。

(辞 令)

第15条 職員の任免、昇格、給与、異動等は、辞令の交付によりこれを行なう。

附 則

この規程は、昭和42年11月1日から施行する。

(別 表)

休 暇 事 由	休 暇 期 間
(1) 負傷または疾病（予防注射または予防接種による著るしい発熱等の場合を含む）	休暇期間および給与については 国家公務員に準ずる
(2) 職員の分娩	分娩の予定日前6週間および分 娩後6週間の期間内において必 要と認める期間
(3) 職員の配偶者の分娩	3日以内
(4) 女子職員の生理	2日以内
(5) 職員の結婚	7日以内
(6) 職員の子、兄弟姉妹の結婚	1日以内
(7) 職員の配偶者、父母、子の死亡	7日以内
(8) 職員の祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の 死亡	3日以内
(9) 職員の孫、伯叔父母ならびに配偶者の祖父 母、兄弟姉妹、伯叔父母の死亡	1日以内

（備考）上記の場合旅行を必要とするときは、往復の所要日数を加算することができる。

(別紙様式)

休 暇 願

昭和 年 月 日					
殿					
氏 名 ㊟					
下記による休暇をご承認願います。					
1. 休暇の 日及び 時間数	昭和 年 月 日 時から 時まで				日 時間 分
	昭和 年 月 日から (時から 時まで)				計 日 時間 分
	昭和 年 月 日まで (時から 時まで)				
2. 休暇の 種 別	○年次休暇 ○病気休暇 ○特別休暇 ○無給休暇				
3. 休暇の 理 由	○家事の都合による ○病気のため ○生理休暇 ○				
昭和 年 月 日					
上記の願出については 承認する。 として 取扱う。					
出勤簿登載日 年 月 日	(会 長)	事務局長	総務主事	担当主事	係 員
出勤簿取扱者	備 考				

○ 国立大学協会会計規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 国立大学協会（以下「本会」という。）の会計については、会則その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(総計予算)

第2条 本会の会計は、一会計年度間における一切の収入を歳入とし、一切の支出を歳出とし、歳入および歳出は、すべてこれを予算に計上しなければならない。

(会計事務担当者の責任)

第3条 本会の会計事務を担当する者は、この規程に準拠し、善良な管理者の注意をもって職務を遂行しなければならない。

第2章 予算および決算

(科 目)

第4条 本会の会計は、別に定める予算科目により経理するものとする。

(予算案の作成)

第5条 本会の事務局（以下「事務局」という。）は、翌年度予算案を年度開始前30日までに作成し、理事会および総会の議に付さなければならない。

(追加又は更正予算)

第6条 事務局は、予算決定後生じた事由にもとづき、予算を追加し、または更正する必要があるときは、当該予算案を作成し、理事会および総会の議に付さなければならない。

(予算の執行)

第7条 歳出予算の執行にあたっては、予算の範囲内において執行するとともに、予算に定められた目的外に使用してはならない。

(予算の流用)

第8条 歳出予算の執行上必要がある場合は、会長の決裁を経て、各科目間において彼此流用することができる。

(予算の繰越)

第9条 歳出予算のうち、避け難い事故のため年度内に執行できなかったものについては、第5条の予算案とともに理事会および総会の議を経て、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第3章 経 理

(現金出納責任者)

第10条 本会に属する現金の出納保管は、計理担当主事が掌る。

2 本会に属する有価証券は、現金に準じて取り扱うものとする。

(収入手続)

第11条 収入は、すべて入金に関する証憑書類にもとづいて、別紙第1号様式による入金伝票を作成し、事務局長の決裁を受けなければならない。

(会費等の徴収)

第12条 会費は、総会の定める基準により算定し、理事会の承認を得た額を各大学より徴収するものとする。

(収入金の預入)

第13条 現金出納責任者において、現金を領収したときは、現金領収の日またはその翌日銀行に預入しなければならない。

(契約)

第14条 契約は、随意契約、指名競争契約および一般競争契約とし、契約金額多額の場合または特別の事由ある場合は、指名競争契約または一般競争契約により、その他の場合は随意契約によるものとする。

2 随意契約による場合は、特別に必要あるもののほか、契約書の作成を省略することができる。

(支出負担伺)

第15条 物品の購入その他の契約等により支出義務を負担するときは、見積書等の関係書類を添付した別紙第4号様式の支出負担伺により事務局長の決裁を受けなければならない。ただし、少額のものについては、見積書等をもって支出負担伺に代えることができる。

(支払手続)

第16条 支払は、すべて前条の支出負担伺その他の証憑書にもとづき別紙第2号様式による出金伝票を作成し、事務局長の決裁を受けなければならない。

(現金の保管)

第17条 本会の現金は、すべて確実な銀行に預入しなければならない。ただし、基本財産に属する現金は、理事会の議決によって、確実な有価証券を購入し、あるいは、定額郵便貯金または確実な銀行の定期預金もしくは信託預金に預入しなければならない。

(預金および有価証券の名義)

第18条 預金および有価証券の名義は会長とする。

(預金口座等の振替)

第19条 現金の預入または払戻し、もしくは預金口座の変更をしようとするときは、別紙第3号様式による振替伝票に関係書類を添え事務局長の決裁を受けなければならない。

(一時借入金)

第20条 本会の運営上必要がある場合は、理事会の承認を経て、一時借入金をもって差し

繰り使用することができる。この場合は、次期総会にその旨を報告しなければならない。

（資金前渡）

第21条 常用の雑費を支払うため、必要がある場合は、事務局長の命ずる前渡資金出納員に、資金を前渡することができる。

2 前渡資金は、前渡資金出納員の請求により科目別所要見込額を交付する。

3 前渡資金の受入および支払については、第11条および第16条の規定を準用する。

4 前渡資金出納員は、当該年度の決算決了前に支払計算書を作成し、証憑書類を添えて精算しなければならない。

（概算払い）

第22条 経費のうち、旅費、官公署に対し支払う経費、保険料、その他概算をもって支払いをしなければ事務に支障をおよぼす経費については、概算払いをすることができる。

（前金払い）

第23条 経費のうち、渡し切り旅費、官公署に対し支払う経費、運賃その他前金をもって支払いをしなければ事務に支障をおよぼす経費については、前金払いをすることができる。

（決算書等の作成）

第24条 事務局は、毎年度本会の歳入歳出決算書、貸借対照表、財産目録および事業報告書を翌年度5月20日までに作成し、理事会および総会の議に付さなければならない。

第4章 物品および図書

（物品および図書の出納責任者）

第25条 本会に属する物品の出納保管は、計理担当主事がつかさどり、図書の出納保管は事務局長の命ずる者がつかさどる。

2 計理担当主事は、払い出した物品について、その使用状況を監督しなければならない。

（物品の範囲）

第26条 本章にいう物品とは、備品および消耗品をいう。

2 備品とは、その形状性質を変えずに、比較的長期継続して使用保存することができる物品をいう。

3 消耗品とは、一回の使用によって消耗され、または比較的短期間にその品質、形状を変える物品をいう。

（物品および図書の出納保管）

第27条 物品の出納保管は、計理担当の部において、図書の出納保管は、総務担当の部において行なう。

（現品の調査）

第28条 物品および図書の出納責任者は、毎年度一回以上保管する物品および図書について、現品と帳簿を照合しなければならない。

第5章 引 継

(引 継)

第29条 第10条の現金出納責任者または第25条の物品出納責任者もしくは図書出納責任者が交替するときは、前任者は直ちに現金、預金、有価証券、物品または図書を後任者に引き継がなければならない。

(引継書)

第30条 前条の引継は、引継書を作成し、事務局長立会いのもとに、現金、預金、有価証券または現品と帳簿を照合して行なうものとする。

第6章 検査および弁償

(検 査)

第31条 本会の会計検査は、総務担当主事がこれにあたり、必要がある場合は、補助者として事務局長の命ずる者をもってこれにあてる。

2 検査を実施した者は、帳簿その他の書類に確認の署名捺印をし、その状況を会長に報告しなければならない。

(弁 償)

第32条 本会の職員は、故意または重大な過失により、本会に損害を与えたとき、または現金、物品等を亡失し、もしくは毀損したときは、その弁償の責に任じなければならない。

(弁償の減免)

第33条 会長は、前条の規定による弁償について、その情状により総会の議決を経て、これを減免することができる。

第7章 帳 簿

(帳 簿)

第34条 本会の経理は、次に掲げる帳簿を備え、正確かつ明瞭に事実を登記しなければならない。

2 主 簿

- (1) 収入簿 総括および科目毎の口座を設け、予算額、収入済額、収入済額累計、予算差引額、入金伝票番号および摘要の欄を設け、入金伝票その他の証憑書により登記する。
- (2) 支出簿 総括および科目毎に口座を設け、予算額、支出済額、支出済額累計、予算残額、出金伝票番号および摘要の欄を設け、出金伝票その他の証憑書により登記する。
- (3) 現金出納簿 現金出納責任者の出納保管にかかる現金の受払および残高を登記する。
- (4) 前渡資金出納簿 総括および科目毎の口座を設け、前渡資金出納員の出納保管にかかる現金の受払、残高、支払の内容、入金または出金伝票の番号を登記する。

- (5) 有価証券管理簿 現金出納責任者の受払保管にかかる有価証券の証券名称、枚数、額面、回記号および番号ならびに受払を登記する。
- (6) 物品出納簿 物品出納責任者の出納保管にかかる物品を用途別に分類し、整理番号を附し、品目、数量、価格および出納を登記する。
- (7) 図書原簿 図書出納責任者の出納保管にかかる図書の整理番号、書名、数量、価格および出納を登記する。

3 補 助 簿

- (1) 会費徴収簿 徴収月日、徴収済の大学、徴収額、未徴収の大学および未徴収額を登記する。
刊行物代金等の徴収については、会費徴収簿を準用する。
- (2) 銀行勘定簿 銀行預金の預入、払戻および残高を明確に整理するため、総括および銀行毎の口座を設け、預入、払戻、残高および振替伝票番号を登記する。
- (3) 物品監守簿 供用または使用中の物品を品目毎にその所在および使用を明らかにし、併せて在庫物品につき品目および数量を登記する。
借用物品については、その旨を附記して本会所属の物品に準じて本簿に登記するものとする。
- (4) 消耗品受払簿 品目毎に口座を設け、その受払および残高を登記し、払出については受領者印を押捺するものとする。
- (5) 郵券受払簿 郵券毎に口座を設け、その数量、受払、残高および払出の用途を登記する。
- (6) 車券受払簿 登記事項等については、郵券受払簿を準用する。

第8章 補 則

(委 任)

第35条 この規程を実施するため必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1. この規程は、昭和42年11月1日から施行する。
- 2. 第24条の貸借対照表および事業報告書は、当分の間これを省略することができる。
- 3. この規程施行の際現に使用する帳簿および伝票については、昭和42年度末またはこれを使消するまで使用することができる。

別紙第1号様式

(入) 第 号

入 金 伝 票

昭和 年 月 日

局長		総務主事		計理主事		担当係		記帳	
----	--	------	--	------	--	-----	--	----	--

予 算 科 目	収 入 金 種 目	摘 要	金 額				
							円
		合 計					
記帳 頁	記帳 頁						

- 備 考 1. 用紙寸法は日本標準規格B列6判とする。
 2. 前渡資金の場合は、「前渡金」の印を押捺して使用するものとする。

(出) 第 号

出 金 伝 票

○

昭和 年 月 日

局 長		総務 主事		計理 主事		担当 係		記 帳	
--------	--	----------	--	----------	--	---------	--	--------	--

予 算 科 目	支 払 金 種 目	摘 要	金 額									
												円
		合 計										
記帳 頁	記帳 頁	物品・図書出納簿記帳 月 日 係										

○

- 備 考 1. 用紙寸法は日本標準規格B列6判とする。
 2. 前渡資金の場合は、「前渡金」の印を押捺して使用するものとする。

別紙第3号様式

(振) 第 号

振 替 伝 票

○

昭和 年 月 日

局 長		総 務 主 事		計 理 主 事		担 当 係		記 帳	
--------	--	------------------	--	------------------	--	-------------	--	--------	--

金 額	払 出	摘 要	受 入	金 額
円				円
		合 計		

記帳 頁

記帳 頁

○

備 考 用紙寸法は日本標準規格B列6判とする。

別紙第4号様式

昭和 年度 歳 出				昭和 年 月 日 起案				計第 号	
支 出 負 担 伺									
会 長	事務局長	総務主事	会議主事	(支出) 金 円 但し				(摘要)	
	計理主事	係	起案者						
内 訳									
科 目	摘 要	金 額	債権者氏名	支払金種目・銀行			振替 伝票 号	出金 伝票 号	備 考
				現 金	小切手	銀行振込			
		円							

- 備 考 1. 用紙寸法は日本標準規格B列5判とする。
2. 俸給・旅費等の支出については、補助用紙を用いてこの伺書を使用するものとする。

○ 国立大学協会給与規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学協会の職員の給与について定めることを目的とする。

(職員の定義)

第2条 この規程にいう職員とは、事務局組織規程第6条に定めるものをいう。

(実費弁償)

第3条 業務の実行に伴う実費の弁償は、給与に含まないものとする。

第2章 俸 給

(特定俸給額)

第4条 事務局長、主事その他特定の者の俸給額は会長がこれを定める。

(一般俸給額)

第5条 事務局組織規程第6条第1項に定める職員のうち、前条以外の者の俸給額については、国家公務員の行政職俸給表(1)および調整手当の規定を準用する。

2 前項の俸給表および調整手当の額が改定されたときは、国家公務員の例に準じ俸給等の切替を行なうものとする。

(昇給および増俸)

第6条 職員が12か月勤続し、その成績が良好なときは、その直次の期日の1月1日、4月1日、7月1日または10月1日にそれぞれの等級において1号俸の定期昇給をすることができる。

2 第4条の規定により俸給を受ける者の増俸については、会長が別にこれを定める。

3 特別の事由がある場合は、前各項の規定にかかわらず特別に昇給または増俸をすることができる。

4 休職期間中の者は、特別の事由があるもののほかは、昇給または増俸をしない。

第3章 諸 手 当

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）

(2) 満18才未満の子および孫

(3) 満60才以上の父母および祖父母

(4) 満18才未満の弟妹

(5) 不具廃疾者

3 扶養手当の月額は、前項第1号の扶養親族については1,000円とし、その他の扶養親族については1人につき600円とする。

4 扶養手当は、職員の届出にもとづき届出の翌月より支給する。扶養親族に異動のあったときもまた同様とする。ただし、新たに職員となった者に対しては、その職員となった日が月の15日以前の場合に限りその月から支給する。

(職務手当)

第8条 事務局長および主事の職にある者には、職務手当を支給することができる。この場合時間外手当は支給しない。

2 職務手当の額は、会長が別に定める。

(時間外手当)

第9条 職員服務規程第4条の規定により、正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務した時間に対して時間外手当を支給する。

2 時間外手当の1時間当たりの給与基本額は、俸給の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

3 時間外手当は、超過勤務手当、深夜勤務手当および休日勤務手当の3種とし、支給額の算出については、次の各号による。

(1) 超過勤務手当は、勤務1時間につき、前項に規定する1時間当たりの給与基本額の100分の125

(2) 深夜勤務手当は、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合に、勤務1時間につき、前項に規定する1時間当たりの給与基本額の100分の150

(3) 休日勤務手当の支給額については、前各号の規定を準用する。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする職員

(2) 2軒以上の距離から徒歩または自転車その他で通勤することを常例とする職員

2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当は、その者の通勤に要する運賃の実費とする。この場合運賃の実費は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路および方法による所定の額とする。

3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、月額500円とする。

4 休暇、欠勤その他の事由により1月以上通勤しないときは、その期間の通勤手当はこれを支給しない。ただし、既に支給した通勤手当はこの限りではない。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日、12月1日および3月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に支給する。

- 2 期末手当は、前項の基準日に応じて国家公務員に支給される日に支給する。
- 3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、調整手当および扶養手当の月額合計額に、国家公務員に対して各基準日に応じて支給される期末手当および勤勉手当の割合を合計した割合をそれぞれ乗じた額とする。ただし、職員の勤務状態その他を考慮し、その額を1割の範囲内において増減することができる。
- 4 職員の在職期間が、6月未満の場合は、前項の額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を期末手当の額とする。
 - (1) 在職期間が6月未満3月以上の場合は100分の60
 - (2) 在職期間が3月未満の場合は100分の30(幹事・嘱託の手当)

第12条 幹事および嘱託に対しては手当を支給することができる。この場合手当の額は、その者の職務、経歴、能力等により会長が定める。

第4章 俸給等の支給

(俸給等の支給定日)

第13条 俸給その他の給与は、特に定めるものを除くほか毎月17日に支給する。ただし、その日が休日に当るときは、その前日を支給定日とする。

(休職者給与の支給)

第14条 職員が職務上の傷害または疾病により、職員服務規程第11条第1項第1号の事由に該当し休職にされたときは、その休職期間中俸給、調整手当、扶養手当および期末手当の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、職員服務規程第11条第1項第1号の事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、調整手当、扶養手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の傷害または疾病により、職員服務規程第11条第1項第1号の事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、俸給、調整手当、扶養手当、および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が職員服務規程第11条第1項第2号の事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中俸給、調整手当および扶養手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が職員服務規程第11条第1項第3号の事由に該当し休職になったときは、その休職の期間中俸給その他の給与は支給しない。ただし、特別の事由がある場合は、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給および調整手当の100分の50以内を支給することができる。

(新任・退職・昇給の場合の俸給等の支給)

第15条 俸給、調整手当および職務手当は、新任または昇給の場合は、辞令の日から、退職の場合は、辞令の日まで日割計算により支給する。ただし、次の各号の1に該当する

者には、その月額的全額を支給する。

(1) 在職中死亡した者

(2) 職務上の傷害または疾病により退職した者

(3) その他会長において支給することを適当と認めた者

第5章 退職手当

(退職手当支給の対象)

第16条 退職手当は、事務局組織規程第6条第1項に定める職員が退職した場合に、その者に支給する。ただし、死亡による退職の場合は、その遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲および順位については、国家公務員等退職手当法の規定を準用する。

(退職手当の額)

第17条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その者の在職中の勤務成績および退職事由を勘案し、会長においてその額を増額し、または減額することができる。

(1) 5年以下の期間については、1年につき100分の100

(2) 6年以上10年以下の期間については、1年につき100分の120

(3) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の140

(4) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の170

(5) 20年を超える期間については、1年につき100分の200

(勤続期間の計算)

第18条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 前項の規定により計算した在職期間の端数が6か月未満のときはこれを2分の1年とし、6か月以上のときはこれを1年として計算する。

第6章 補 則

(賄料)

第19条 職員が、総会に際し諸会議輻湊のため連日にわたり繁忙過度の勤務に服した場合は、そのときの実情により賄料を支給することができる。

(被服の貸与)

第20条 職員に対し必要と認めるときは、それぞれの用務に応じ被服を貸与することができる。

2 前項の貸与については、事務局長が決定する。

附 則

この規程は、昭和42年11月1日から施行する。

この規程施行の際、現に職員として在職する者の退職手当については、この規程施行以前における勤続期間を第18条の勤続期間として通算するものとする。

○ 国立大学協会旅費規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 国立大学協会（以下「本会」という。）の用務のため旅行する場合に支給する旅費については、国家公務員の例に準じ文部省所管旅費規則その他の規定（以下「公務員旅費規則」という。）を準用するほか、この規程の定めるところによる。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料とする。

(役員、委員の旅費)

第3条 本会の役員および委員に旅費を支給する場合は、次の各号の定めるところによる。

(1) 役員については、行政職1等級の旅費

(2) 委員については、行政職3等級の旅費

(職員の旅費)

第4条 事務局組織規程第6条に規定する職員（以下「職員」という。）に支給する旅費は、次の各号の定めるところによる。

(1) 事務局長および主事については、行政職の1等級ないし3等級の間で会長の定める旅費

(2) 給与規程第4条の規定により特定の俸給を受ける職員、幹事および嘱託については、その者の職務、経歴等により事務局長の定める旅費

(3) 前各号に定める以外の職員については、その者の俸給が行政職俸給表(1)の号俸に対応する等級の旅費

第2章 国内旅行の旅費

(鉄道賃の特例)

第5条 用務の都合により特に超特急、寝台または座席指定を利用する場合は、所定の鉄道賃のほかこれに必要な料金を支給することができる。

(航空賃の特例)

第6条 緊急の用務のため特に航空機による旅行を必要と認めた場合は、これに必要な料

金を支給することができる。

(車 賃)

第7条 用務上必要により自動車を乗用した場合は、現に要した実費額を支給する。

(日当、宿泊料)

第8条 日当は、旅行日数に応じ、宿泊料は旅行中の宿泊日数に応じ定額を支給し、その定額は会長が別に定める。

2 船または航空機による旅行もしくは寝台車を利用した場合は、宿泊料を支給しない。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅費の特例)

第9条 用務の都合により鉄道賃、船賃、航空賃につき所定の等級等の変更のため特別の運賃を必要とする場合は、現に支払うべき額を支給する。

2 車賃については、第7条の規定を準用する。

第4章 旅費の調整その他

(旅費の調整)

第10条 会長は、旅行の性質、地方の実情または予算の都合等特別の事由がある場合は、この規程に定める旅費を減額または増額して支給することができる。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は事務局長が定める。

附 則

この規程は、昭和42年11月1日から施行する。

第3節 参 考

○ 国立大学協会会則の解説及び質疑応答

(昭和39.11.26)
(第33回総会)

雄川専門委員

1 解 説

(第2条関係)

本条を第6条にまとめよとの意見があったが、第1章から本条を除くと、総則中に実質的規定がなくなるし、また体系的にも協会の組織の基本規定は総則中に置いた方がよいので原案のままとした。

(第5条関係)

第2号中の「大学」を「国立大学」に改めよとの意見があったが、本号にいう「大学」とは国立大学だけではなく、公・私立大学、さらには海外の大学をも含める従来の趣旨から原案のままとした。

(第6条関係)

組織整備方針案を、そのまま規定化した。

(第8条関係)

第1項但し書は、実際問題として総会を招集するいとまがない場合が考えられるので、この規定を設けた。第2項で、総会の承認が得られない場合の問題があるが、協会の行為は多く法律行為ではないから、その行為の効力は實際上問題とならないであろう。ただ協会自体の問題としては、理事会の責任が生ずることになる。

(第11条関係)

第2項で、臨時総会招集の請求の要件を「8分の1以上の大学」としたのは、地区ごとの大学数のうち最小のものが9大学であることから一応の見当として、72分の9、すなわち8分の1としたものであるが、本項の趣旨自体は、各地区に招集請求権を認め、またこれに限るものではないことは勿論である。

(第13条関係)

第3条で「議長は、表決権を失わないものとする」としたのは、一般の合議体では議長は最初の表決には加わらないで、可否同数の場合の決裁権をもっているのが例のようであるが、国立大学協会の総会は各国立大学の代表者で構成されているので、議長になった大

学の代表者も平等の表決権を持つことにする方がよい。この場合可否同数のときの議長の決裁権はないと考えるのが正しい。従って可否同数のときは不成立ということになる。

(第15条関係)

理事を総会で互選することになっているが、実際の具体的方法は、これから種々検討する必要がある。

(第16条関係)

第2項を設けたのは、大学運営協議会規程第7条第4項第3号に、これと逆の規定があるが、理事の場合は重任を禁止する必要はないので、念のために置いた。

(第17条関係)

常置委員会の委員長は、形式上理事とはしないで、理事とともに、理事会を構成するものとした。これは、当然に理事になるとしていた組織整備方針案と、形のうえでは異なるが、実質は同じであって、規定の技術上このような形をとっただけである。なお、この場合常置委員会の委員長は理事会の構成員であるから、理事会においては理事と同じ権限を有する。しかし、理事ではないから、会長、副会長の互選には加わらない(20条2項参照)。

(第19条関係)

8条2項で理事会が緊急措置として処理した事項については、総会の事後承認を得なければならないとしたのは、本来総会を開くべき性質のものだからであり、一方、常務理事会については、定められた事項についてのみ処理することとなっており、それは常務理事会の権限事項であるので、形式上は報告に止めることとした。しかし、この報告についても総会又は理事会でその可否を問うことはできるから、実際上は大して違いはない。

(第22条関係)

原案と実質上は変っていないが、形式上見やすくはっきりさせるために原案第1項中の「若干数の委員会」を「若干数の常置委員会」に改め、これに伴って原案の第2項を削るとともに以下1項ずつ繰り上げた。

(第23条関係)

第2項「選任することを妨げない」を「委員に加えることができる」と改めたのは、単に表現上の問題である。なお、この趣旨は常置委員会のみならず、特別委員会にも教員が委員として参加しうる道が開かれていることがよいであろうとの考え方による。

(第24条関係)

第2項は、従来の慣例を規定化したものであるが、同時に教員である委員が委員会の委員長となっている場合に、総会に出席して報告できる途を開く意味もある。また、常置委員会の委員長は理事会の構成員であるが、特別委員会の委員長は必ずしも構成員であるとは限らないので、第3項を加えた。

(第28条関係)

「意見を述べることができる」としたのは、組織整備方針とは体裁が違うが、その趣旨をまげたものではなく、むしろそれを明確にしたものである。なお、意見陳述を文書に限ったのは国立大学の教員であれば、文書で十分意を尽くすことができるし、正確な形で保

存しやすいと考えたからである。また、意見の処理についても規定すべきであるとの意見があったが、どのようなものが出てくるかわからないので規定化しえなかった。意見陳述とその処理状況については、委員長から適当な形で総会に報告されるというようなことになるのであろう。

(第29条関係)

第5節と第6節を入れ替えたのは、大学運営協議会は特別な機関ではあるが、広い意味の執行機関であることと、監事の監査は大学運営協議会にも及ぶものであるから、監査機関の前に大学運営協議会の節を置く方が体系上妥当と考えたのである。

(第30条関係)

本条に16条1項但書のような残任期間の規定がないのは、監事は監事会等を構成するものではなく、各監事が各別に職務を行なうものであるからである。

(第36条関係)

原案では当初予算、決算を考えて定例総会としたが、補正予算等も考えられるため単に総会と修正した。

(附則関係)

第2項は、形式的には新会則の制定という形をとったため、旧会則は廃止するとした。

第4項は、新制度の発足に応じて新たに選ぶこととし、同時に任期の始期を一緒にするためのものである。

第6項において教員委員の数を定めたのは一応の見当としてのものであり、実施後の状況によってその数を再検討して行くとの趣旨を含んでいる。

第7項は教員委員の選任が遅れそのために委員会の業務が停滞することを防ぐための規定である。

2 質 疑 応 答

○ 常置委員会の委員長が、当然に理事となることではなく、構成員とすることに変えられた理由および常務理事会に定足数、議決数の規定がない理由を伺いたい。

構想を変えたものではなく、形としてはこの方がよかろうと考えたこと、および理事の定数が決定できないことから理事とはしなかった。常務理事会に定員数、表決の規定を設けなかったのは、会合が頻繁に行なわれ、会議も形式ばらず懇談的に行なわれるであろうことから省いたものであるが、もしその必要があれば一般の規定の例に従うべきであろう。

○ 教員である常置委員会委員を設ける制度には賛成であるが、協会は大学の代表者により構成されているので、その老化を防ぐためのもので十分と思う。しかるにこれらの委員に対して常置委員会委員長への道が開かれており、そのため理事会に出席することも可能となり、さらに常務理事会にも参加しうる可能性があることは、補強以上のもので適当ではないと思う。すなわち、教員である常置委員は常置委員会委員長にはなれないように修正すべきではないか。

本会則の改正は単に慣行を成文化したものではなく、協会の体質改善を要望された教官の意思が主なものである。その中には、総会公開の意見もあったが、これは少数意見であったし、現段階では適当、不適当であるとしてでないということになった。また、意見の陳述も口頭でという意見もあったが、委員会の運営等の面を考慮したほか、遠隔地の教員と近接地の教員との均衡等を考慮して、文書によることに規定した。これらの意見とともに教官の参加が問題となったのであるから、教官が協会の運営に参加する途を制度的には拡げることが妥当である。理論としては、大学の総意を代表する代表者だけで協会を運営するのがよいということも十分成り立つが、教員である常置委員会委員が、常置委員長になり得るという僅かな可能性をも制度的に閉ざすことが、この際適策であるか否か、原案のままでよいと思う。

なお、このことについては、各大学間において熱心に意見の交換が行われ、結論としては原案どおりということになった。

○ 特別委員会に参加しうる教員委員の数が明示されていない。説明を伺いたい。

特別委員会は常置委員会とは異なり、特定事項を調査研究するものであるからその委員会の任務を果たすために必要がある限りで、教員委員を加えるか否か、またどういう人を何人加えるかを各委員会ごとに決定することになると考えられる。

○ 第28条によって意見を述べた教員は、それがどう扱われたかについて関心があるものと思う。専門委員の説明では総会に報告されることになるであろうとのことであったが、そうすると学長としては、これを教授会に報告しなければならない。よって、処理を執行機関でされるようにされたい。

今の段階で処理方法を具体的にきめることは、将来の予測がつかない現在無理である。常識的に合理的と考えられる方法で処理して行くほかはあるまい。

○ 第16条第1項と同条第3項の補欠の相違を伺いたい。

第1項は理事となっている大学が変わった場合であり、第3項は理事となっている大学の学長交替の場合である。

第Ⅱ章 大学運営協議会

第1節 総則及び例規

○ 大学運営協議会規程

(昭和38. 2. 28)
(制 定)

改正 昭和40. 4. 1

昭和40. 6. 24

昭和41. 6. 22

国立大学の管理運営は、本来、大学自治の原則に基づき、各大学自らの責任において行なわれるべきものである。しかし、大学が内外の複雑困難な条件のもとで多様な問題に直面しているとき、大学の管理運営をさらに適切ならしめ、大学に課せられた使命をよりよく達成するためにすべての国立大学が共同連帯の意識をもって相互に協力することも、大学の社会的責任を果たす途であり、また、大学の自治を真に活かすゆえんである。この趣旨に基づき、国立大学協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力を一層促進し、大学の管理運営について有効適切な方策を講ずるための組織として、ここに大学運営協議会を設置する。

大学運営協議会は、すべての国立大学の自主的な協力を基礎とし、各大学の自治を充分に尊重して運営されなければならない。

大学運営協議会の活動を円滑有効にするためには、各大学があらゆる適当な方法、とくにそれぞれの地域における連絡・協議等によって、常に相互の協力を努めることが望ましい。大学運営協議会の任務は、このような大学の協力を前提として達成されるものである。

(協議会)

第1条 国立大学協会会則第29条に規定する大学運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(任 務)

第2条 協議会は、次の事項を任務とする。

- (1) 国立大学の管理運営の改善に寄与すること。
 - (2) 国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じた場合に、その大学の自主的な解決に助力すること。
- (管理運営の改善)

第3条 協議会は、国立大学の管理運営の改善に寄与するため、次の事項を行なう。

(1) 大学の管理運営に関する内外の資料を収集し、これを整理すること。

(2) 国立大学の管理運営の改善に資するための方策を研究すること。

2 前項の資料及び方策は、国立大学が自主的に管理運営の改善を行なうための参考に供する。

3 協議会は、必要があるときは、国立大学の管理運営に関して、ひろく各方面の意見をきき又は各方面に意見を述べることができる。

(問題解決の助力)

第4条 協議会は、国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じたときは、その大学による自主的な解決を促進するために有効かつ適切とみとめられる助言その他の方法を講ずることによってその解決に助力する。

2 協議会は、実情を明らかにするため必要があるときは、関係者から事情をきき又は報告を求めることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、助力の経過を国立大学協会の総会に報告し、その意見をきくことができる。

(助力の趣旨)

第5条 協議会が前条の助力を行なうにあたっては、前文の精神にしたがい、当該大学の自主性を充分に尊重することを要し、いやくもその自治を侵害するようなことがあってはならない。

(助力の開始)

第6条 第4条の助力は、当該大学の正規の手続を経た学長の申出に基づいて行なう。

2 前項による場合のほか、協議会は、前文及び前条の精神に基づき、事態を慎重に考慮した上、とくに必要があると認めるときは、第4条の助力を行なうことができる。

(協議会の委員)

第7条 協議会は、次の委員で構成する。

(1) 国立大学協会の会長及び副会長

(2) 常置委員会の委員長

(3) 各地区の国立大学によって互選された大学の代表者

2 国立大学協会長たる委員は、協議会の委員長となる。

3 第1項第3号の地区別及び各地区の定員は、別表に定めるところによる。

4 第1項第3号に規定する委員については、次の例による。

(1) 任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 委員が任期中に当該大学の代表者でなくなったときは、その後任の代表者が委員となる。

(3) 同一の大学の代表者は、引き続いて委員となることができない。ただし、補欠の委員であった場合は、この限りでない。

(臨時委員及び専門委員)

第8条 協議会は、臨時委員又は専門委員を置くことができる。

2 臨時委員は、国立大学の学長又は教員の中から選任する。臨時委員は、前条に規定する委員と同一の権限を有する。

3 専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

(小委員会)

第9条 協議会は、特定の事項を処理するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

(委員の職務の辞退)

第10条 第2条第2号に規定する任務に関しては、利害関係を有する委員は、職務を行なうことを辞退しなければならない。

(実施に関する細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、協議会の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和40年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

(別 表)

地区別	所 属 国 立 大 学 名	定 員
北 海 道 東 北	北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学	1
関 東 甲 信 越	茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京教育大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、東京水産大学、電気通信大学、一橋大学、東京商船大学、横浜国立大学、新潟大学、山梨大学、信州大学	2
中 部	富山大学、金沢大学、福井大学、岐阜大学、静岡大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、三重大学	1
近 畿	滋賀大学、京都教育大学、京都大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、大阪外国語大学、神戸大学、神戸商船大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学	1
中 国 四 国	鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学	1
九 川	福岡教育大学、九州大学、九州芸術工科大学、九州工業大学、	1

○了解事項

大学運営協議会規程第4条第1項の「助言その他の方法」は、助言を超える強力な活動を行なう趣旨ではない。

○ 大学運営協議会規程実施細則

(昭和38. 9.27)
制 定

(招 集)

第1条 国立大学協会会則第29条に規定する大学運営協議会（以下「協議会」という。）は、毎年2回以上、委員長が招集する。

- 2 前項で定めるもののほか、3人以上の委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の請求があったとき、または第8条第2項により学長の申出が地区選出委員を経由してなされた場合において、その委員の請求があったときは、委員長は協議会を招集しなければならない。

(議 長)

第2条 委員長は、協議会の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(定足数)

第3条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 大学運営協議会規程（以下「規程」という。）第10条の規定により、委員の職務を辞退する委員の数は、委員の数にかぞえない。
- 3 規程第10条の規定により、委員が辞退しなければならないとき、委員が利害関係を有するかどうかは、協議会の決するところによる。当該委員は、この議決に加わることができない。

(表 決)

第4条 議決は、出席委員の過半数の同意を必要とする。

(定足数と表決の特例)

第5条 規程第4条第3項の定める措置および規程第6条第2項に定める助力の開始については、第3条第1項および前条の規定にかかわらず、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。

(委員の欠席)

第6条 委員は、病気その他の事由によって協議会に出席することができないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

2 委員（臨時委員を除く）が前項の事由により欠席する場合は、委員長の承認をえて代理人を出席させることができる。

（議事の非公開）

第7条 協議会の議事は、これを公開しない。

（学長の申出）

第8条 規程第6条第1項の定めによる学長の申出が学長名義の公文書によってなされたときは、これを正規の手続を経たものとする。

2 前項の申出は、特別の事情のあるときのほか、当該大学の所属する地区から選出された委員を経由して行なうものとする。

（臨時委員）

第9条 臨時委員は、協議会がこれを選任する。

2 臨時委員の任期は、2年とする。ただし、規程第2条第2号に掲げる事項を処理するために選任された臨時委員の任期については、協議会が、適宜にこれを定めることができる。

（専門委員）

第10条 専門委員は、協議会がこれを選任する。

2 専門委員は協議会の指定する特定の事項を処理するため、協議会または小委員会を補助する。

3 専門委員は、前項により指定された事項の処理がおわったときに、解任される。

（小委員会）

第11条 小委員会委員は協議会の委員のうちから協議会が選任する。

2 小委員会には、小委員会委員長をおく。小委員会委員長は、小委員会委員が互選する。

3 小委員会には、その性質に反しないかぎり、協議会に関する規定を準用する。

附 則

この細則は、昭和38年9月27日から施行する。

○ 大学運営協議会地区選出委員の輪番制等について

（昭和44. 6. 25
第43回総会決定）

大学運営協議会の地区選出委員の候補者は、

1) 会長・副会長・常置委員会の委員長は、規定第7条第1項(1)及び(2)により、当然に委員となるので候補者から除かれる。

2) 大学運営協議会は、この協議会設置の際の規定制定にあたり、その目的及び性格からいって、委員のローテーションを考慮すべきであるという主旨により、規程第7条第4項(3)において「同一の大学の代表者は、引続いて委員となることができない。」旨を規定し、実施上もいわゆる輪番制をとっているのので、既に委員となった次の大学は候補者から除かれることになる。

北海道東北地区（小樽商大・弘前大・北海道教育大）

関東甲信越地区（埼玉大・電気通信大・千葉大・東京教育大・宇都宮大・東京農工大・横浜国立大）

中部地区（三重大・名古屋大・富山大）

近畿地区（滋賀大・京都工繊大・京都教育大）

中国四国地区（徳島大・山科大・愛媛大）

九州地区（鹿児島大・佐賀大・大分大）

3) 定員は、関東甲信越地区2名、その他の地区は各1名。

第2節 参 考

○ 大学運営協議会規程の解説及び質疑応答

(昭和38. 2. 28.)
(第28回総会)

団藤専門委員

1 大学運営協議会規程の解説

(1) 国立大学協会会則の一部改正案について

会則中一部改正案については、修正はなく、附則の施行年月日を本日（昭和38年2月28日）付にただけである。

会則についての重要な意見としては、第13条の2第1項を「大学運営協議会を置く」とあるのを「大学運営協議会を置くことができる」と改めてはとの意見があった。これは、この協議会を臨時的なものにするという趣旨のものであるが、しかし、この際そのような表現にすることが適当か否かを考えて、そのような弱い表現にすることは、種々の見地からみて適当でないという結論に達した。なお、協議会の任務に二通りあるが、管理運営の改善ということについては、これは必ずしも当座だけのことではない、そのような意味もあってこの点は原案どおりになった。また、ある大学の一学部の意見で、名称をより正確

にするため「国立大学運営協議会」とした方がよいという案もあったが、これは、国立大学協会の一機関であるので、国立大学に関することははっきりしているから、なるべく名称は簡明の方がよいということからこの案もとらなかった。結局附則をうめた以外は修正をしなかった。

（２）大学運営協議会規程案について

前文については、その第一段に若干の字句の修正をした。まず、最初の「各大学自らの責任において」と「各」の字を入れた。その趣旨は、ただ大学とあると単数、複数が解らないし、読み方によっては、後の文章との関係上、大学全体が共同連帯の上に、自らの責任において行なうのであるというような趣旨にもとられないようなわけではない。しかし、ここでいっている趣旨は、それぞれの大学が、自分で自らの責任において管理運営を行なっていくという、大学自治の本則（精神）をうたったもので、それを明らかにするために「各大学」という言葉に改めた。またこの提案をした大学は「大学それぞれの責任において」という表現を提案していたが、言葉としては「各大学自らの」という方がよからうということでこのように修正した。

次には、三行目に「さらに」という言葉を入れたが、これは、大学の管理運営を「さらに」適切ならしめる。これがないと、現在何らかの不適切な点があるようにひびく恐れがある。その恐れを除くために、現在でも適切でないわけではないが、さらに適切にするという趣旨を表わしたわけである。

次に「相互に協力することは、大学の社会的責任を果たす途であるのみならず、云々」とあるのを「相互に協力することも、大学の社会的責任を果たす途であり、云々」と修正した。これは、まずこの第一段の最初の文章のところで、大学自治の本来のあり方として、各大学が自らの責任において行なうという趣旨をうたったのであるが、しかしながら、すべての国立大学が共同連帯の意識をもって、相互に協力することも大学の自治を真に活かすというような Context にした。原案も趣旨は同じであるが、そのままでは、共同連帯の意識をもってすることこそが大学の自治を真に活かすゆえんであると、そちらに重点がゆきすぎはしないか、やはり、大学運営協議会を考える根本としては、各大学の自治ということがなければならぬので、その点を弱めてはならない。その為に各大学自らの責任で行なわれるべきものであるということをいったうで、しかしながら、共同連帯の意識をもって協力することも大学の自治を真に活かすゆえんであるという趣旨にした。別に原案と精神が変わったわけではないが、趣旨をはっきりさせ、少しの誤解もないようにするという意味でこのように改めた。

なお、この前文の第二段について、ある大学から提案があって「大学運営協議会は、すべての国立大学の自主的な」という文の「自主的な」はなくてもよからう。「すべての国立大学の協力を基礎とし、各大学の自治を尊重して運営されなければならない」とあるのを、「ここに自主性を尊重して運営されなければならない」と改めてはとの意見があった。この趣旨は、第５条との関係において、第５条では、「自治をいやしくも侵害することがあってはならない」とあるので、それとじゅうぶんに調和させるためには、この前文にお

いて自治を単に尊重するというだけでは適當ではない。その点と調和をもたせるためには、ここでは自主性をじゅうぶんに尊重するというにしたいほうがよいということであろう。その見地から、じゅうぶんに検討を加えたが、この前文の大学運営協議会のありかたとして、各大学の自治を尊重するということは、はっきりうたう必要はある。ここから、自治という文句を削ることは適當ではない。その提案大学の趣旨からしても、そのようなことを意図しているのではなからう。のみならず、第5条では、問題解決の助力との関係であるから、いやしくもその大学の自治を侵害することがあってはならないという表現をとったが、前文の方には、任務の位置に双方とも受けて、全体にかぶさる趣旨として自治を尊重しろといっているもので、従って第5条と、ここは必ずしも矛盾する表現になっているものではない。その大学の趣旨をじゅうぶん考えたうえで原案のままの方が良いのではないかという結論に達し、これは採用しなかった。

次いで、各条について述べる。

第1条については、別に問題はない。

第2条については、第1号の「国立大学の管理運営の改善に寄与すること。」とあるが、原案に「改善をはかること」とあったのを、表現として強すぎはしないかというので修正したのである。協議会が各々の国立大学の管理運営の改善を、いかにもおしつけがましくするような感じがあって好ましくない。これは、前回の総会でも、そのような趣旨の発言をうけたまわったが、このたびの回答の中にもその趣旨の意見があった。それらの提案の中で、たとえば改善に「協力する」とことというような表現もあったが「協力する」という言葉では、特定の大学の管理運営の改善に協力する感が強くなるきらいがある。「寄与する」という表現ならばその恐れはないし、原案のはかるというよりは良いのではないかということで、そのように改めたのである。

第2号についても、多少字句の修正の提案があったが、種々検討した結果、原案のほうが適當であるということでそのままにした。

第3条については、第1項に「寄与するため」とあるのは、原案では「はかるため」とあったのを、第2条の字句の修正に伴って訂正した。その他については、特に問題はなかった。

第4条は、結論的には修正はなかったが、審議の過程において種々議論があった。各大学の回答の中に第4条第1項にある助言その他の方法とあるのが無限定になる。広すぎる懸念がありはしないかということで、たとえば、助言だけに限定してしまっではどうか、或は、助言等という表現、或は、助言その他それに準ずる方法とすればよいという意見があった。さらに原案どおりとしたうえで、勧告、斡旋等の助言より強い方法はとらない趣旨であるという附帯決議をしてはどうか等の意見もあった。そこで、表現を助言その他これに準ずる方法といったような趣旨に改める点については、小委員会、準備委員会で相当に議論したが、一方、これらの表現にすることの長所があると同時に、マイナスの面もあると考えられる。つまり、そのように限定することによって生ずる利点は、この方法をはっきりと限定することができるという点にある。従ってそれよりかけはな

れた上のものはこれは使えない。助言に準ずるものにだけしか使えない。こういうことをはっきりさせる大きな利点がある。しかし、原案のままでも特に助言ということ为例示としてあげているので、解釈上一つの手がかりを与えるわけであって、それによってじゅうぶんこの助言という例示とかけはなれた強力な手段を講ずるものではないという解釈がたちうる。したがって今の利点も必ずしもぜったいのものではないわけである。原案のままでも、そのような解釈をじゅうぶんにとることができる。他方、そのように限定することによるマイナスの面として、限定しすぎることから生ずる種々の不利益が考えられる。まず、この助力の態様としてこれに類似した方法ならよいが、助力に類似しない、助言に準じたものといえないものが、もし必要とされた場合にそうゆうものをとることができなくなるということになる。この点は、具体的にどういうものか尋ねられても即答することはできないが、しかし、人的、物的な援助を与えるということが、もし必要となった場合に、助言ということは大分性質が違うので、第4条の助力という内容に入っていないということになると、せっかくこのような規定がありながら生かすことができないという面がでてこないわけではない。このように助力の態様の面において狭くなりすぎる恐れがありはしないか。また、程度の点についても、上限を画する意味においてはプラスの面もあるが、同時にそのような言葉を使うと下の方の限度も画される恐れがないとはいえないのであって、助言に類似するところまできた場合に、そこが初めてここでいう助力であると、またそこまでいかなければここでいう助力には入らないという解釈もじゅうぶんにつつ。むしろこういうように解釈されるのが本筋になってこうと思われる。そうなるのとたとえば、原案で考えているような単に関係者から事情をきく或は関係者の報告を求めるという程度のことで、じゅうぶんに関係がついたであろうようなものが、除外されはしないか。原案では、極く程度の軽いものでも第1項の助力の中に含めているわけで、特に第2項で繰り返して規定している趣旨は、第1項の助力の中に本来入るものであるが、関係者から事情をきく或は報告を求めるというように関係者というものが入ってくるので、そういう意味で第2項を特に分けて規定しておく必要がある。関係者が個人の場合に、その関係者を義務づけるというものではないが、一応関係者に対して事情をきくことができるということ。関係者は事情をきかれることがあるということをしてこではっきりさせる必要がある。そのような意味で第2項がおかれているのであって、その程度の、単に事情をきくということによって問題の解決に助力することが、もし、助言に準ずる方法に限定することになった場合は除かれはしないか。そこで、第2項をこのまま残すことにしても、それはいいよ助言を行なうということまでできている。助言を行なうために実状を明らかにする必要がある。ここではじめて第2項が動いてくるということになるのでは狭くなりすぎはしないか。また、第5条、第6条の関係でもこの原案の趣旨では、そのような軽い程度の助力をする場合でも、第5条の趣旨に従わなければならないし、また、第6条によってその助力を開始するについては、これだけの慎重なことをしなければならないという建て前になっているが、第4条をそのように限定することによってそこにもかなり問題があるように

思われる。このように種々こまかく検討した結果、この点は原案どおりとしたのである。その代わり、これは決して斡旋とか勧告とかいうような助言とはとびはなれた強い方法を認める趣旨ではないということを知り得る事項として明らかにしておくのが妥当であろう。このような結論に達した。このような趣旨において規定そのものには特に修正を加えなかった。

なお、第4条第3項の関係で、協議会が国大協の総会に報告するということは義務的であるべきで、報告して意見をきくことができるという弱い表現では困るというような意見もあった。それは、恐らく特別委員会から総会に一般的な報告義務があるのと同様に、協議会もまた、総会に対する一般的な報告義務がある。これは当然であるが、それと混同しているきらいがあるのではないか。しかし、ここではそのような趣旨ではない。そのような国大協の一機関が、国大協の総会に報告する一般義務とは別に助力の一方法として、もし必要があれば、やむをえない場合には、助力の具体的な経過を総会に報告をする。これは当該の大学にとっては相当に重大なことであるが、場合によっては必要だというときには、総会の意見をきいたうえで、さらに協議会として助力を続ける助力の一方法として規定されているのであって、一般的な報告義務とは異なるものである。そこで一般的な報告義務については、第11条の細則に規定すれば規定してもよいし、仮に規定がなくてもそれは当然のことであるので、修正はしなかった。

第5条の関係では、協議会の問題解決の助力については、秘密を要する点が多いので、秘密の保持の規定を第5条第2項あたりに規定してはどうかという趣旨の回答もあったが、一方では、国大協そのものの体質改善に関する要望が多く大学の大学から出て、その中には議事を公開せよというものもあったが、その兼ね合いはなかなかむずかしい。そこで少なくとも第5条第2項の規定として秘密保持の規定を置くことは適当でないし、場合によっては、細則で規定するなり、協議会の良識的な運営に任せるなりでよいのではないかということで採用しなかった。

第6条の関係では、第1項の文言について多少の修正意見もあったが、種々検討した結果、かえって原案の方が正確であろうということで、原案どおりとした。

第2項の関係では多少の字句の修正をした。つまり「前項の申出がない場合でも協議会とはとくに前文及び前条の精神にかんがみ、事態を慎重に考慮したうえで、第4条の助力を行なうことができる。」というのを「前項による場合のほか、協議会とは、前文及び前条の精神に基づき、事態を慎重に考慮したうえで、とくに必要があると認めるときは、第4条の助力を行なうことができる。」と改めた。そこで最初の「申出がない場合でも」とあったのを「による場合のほか」と改めたことは、趣旨には少しの変更もないし、解釈上少しの変更もないが、文字から受ける印象として、申出がない場合でもという表現があると、いかにも何も申出がない場合が第一印象として浮かぶので、そのような印象を与えない表現の方が適当であり、前述のように改めた。次の「とくに」を削ったのは、下にまた「とくに」があるので前の方を落としてもよからうということであった。次の「かんがみ」を「基づき」にしたのは、単にかんがみするというのでは弱からう。「基づ

く」の方が正しかろうというわけであった。そして「とくに必要があると認めるときは」という文句をつけ加えて第6条第2項は、いやが上にも慎重にするという趣旨を表わしたものである。第6条第2項については、各大学から種々回答があったが、たとえば第2項によって助力を開始する場合には事前に総会なり、理事会にはかるようにしてはどうかというような意見もあった。しかし、事柄の性質上、助力を開始するに先立って、総会にはかることは適当でないで、そのままの形ではとらなかった。また、ある大学の意見によれば、当該大学の正規の機関にはかった上で、その意見をきいて助力を行なうことにせよ。正規の機関の意見もきかないで、そのままにすることは適当でないといっている。しかし、単に当該大学の正規の機関の意見をきくということだけでなく、もっと全体として、じゅうぶんにすべてのことを考慮するということが原案の趣旨であるので、それらの意見を全部考えたうえで、より包括的に「とくに必要があると認めるときは」という文句をつけ加えることによって、それらの趣旨をとり入れることにした。

なお、助力を開始するかどうかを協議会が決めるわけであるが、その協議会が決めるについて、たとえば3分の2あるいは4分の3といった特別多数を必要とするというような規定を設けるとか、その他種々の事を考えることができる。それらは第11条による実施細則に盛り込むのが適当であろう。準備委員会として、細則に盛る事項を協議会に引き継ぐことにしているので、その際に、これらの重要な点を考慮してほしいという希望もつけ加えることになっているので、それによって各大学の要望にほぼ応えることができると思う。従って、文句をかように修正したうえで、残りは細則で考えるということにしたのである。

第7条については、第2号の「各常置委員会の委員長」とあったのを「常置の特別委員会の委員長」と改めた。これについては、前回の総会の際にも、常置委員会の定義について多少議論になり、これは、常置の特別委員会を指すのだらうという意見があったが、その後、事務局で調べた結果、会則第13条に基づく特別委員会であることが明白になった。そこでなるべく会則の文言にのっとった方がよいので、ここでも特別委員会という言葉をつけ加えた。また、「各」というのが落ちているが、このような規定の場合、とくに例外が無い限りは、すべての常置の特別委員会の委員長が委員になるという趣旨である。

この第7条について、特に第2号については、常置委員会の委員長を委員に加えるのはやめた方がよい。第2号を削除した方がよいという意見もあったが、最初に問題点を出した時以来、多数意見によってこのようにかたまっただのであるから、この修正意見はとり入れないことにした。実質的にいうと、常置委員会の委員長をここに加えているのは、第1号の会長、副会長と相俟って、この運営協議会が国大協そのものと一体をなして動くという趣旨を明らかにする意味をもっている。また、特に管理運営の改善の関係では、協議会は常置委員会のいずれとも密接な連絡を保っていく必要があるので、その意味も兼ねているわけである。更に、第3号の「各地区の国立大学によって互選された大学の学長」とある点について、単に学長だけでなく、教員、教授或は教官をも加える

という案が種々の形で出されたが、それら一連の案を検討した結果、問題は国大協自体の体質改善に直接つながってくるので、体質改善については、早速検討を始めることとし、この検討と相俟って、第7条第3項にも再検討を加えるということになった。つまり、現在は学長が大学を代表するたてまえであるから、当然このままでいく。しかし将来、体質改善と相俟って検討を加えていくという趣旨である。

なお、「各地区の国立大学」の次に「学長」を入れたらどうか、つまりその学長によって互選された大学の学長にしてはどうかという意見もあったが、これは、原案の趣旨と違ってくる。原案は、どこまでも大学が大学を互選するというたてまえである。運用の上で、学長を通じて互選するという形をとることはありうるが、たてまえとしてはどこまでも大学が大学を互選して、互選された大学の学長が委員になるということではなければならない。そのような趣旨においてこの意見は採用しなかった。

第3項の地区に関する規定については、地区選出の委員の定員を現在の倍にせよという案もあったが、協議会の適正規模からあまり多人数になることは困るし、種々考慮したうえ、定員については改めなかった。ただ別表の地区別のきめ方については、これを適当に修正することは含みとして残されている。

第4項については、補欠の委員とは何か、はっきりしないという意見もあった。ここで補欠の委員というのは、例えばA大学が、現在第1項第3号によって互選されて、その学長が委員になっていたが、火事か何かで全部校舎が焼けて当分の間自分の大学の事だけで手一杯であって協議会の事まで手が廻らなくなったというような場合には、その大学が辞任されることが考えられるが、そのような場合、その地区から新たに大学が互選されその学長が委員となる。それがここでのいう補欠の委員である。また、第2号の関係の大学の学長の更迭があった場合、これを補欠の委員という観念で考えていけないというわけではないが、差し当たり考えているのは、上述のように、大学が替わる場合である。大学単位に互選されるので、学長だけが替った場合には、後任の学長が委員になることは、特に規定がなくても当然のことであるが、念のため第2項の第4号において趣旨を明らかにした。この際には、後任の学長が、その残任期間だけ委員になることは、性質上当然のことである。

このように第7条の関係については各大学の回答を検討した結果、「常置の特別委員会」という字句の修正をしたに止めた。

第8条の「必要があるときは」という文言を原案から削ったわけは、臨時委員、専門委員という性質上、必要があるときに置くというものであるが、運用上なるべく常置的なものにしようという趣旨である。前にも申したように第7条の関係で体質改善の要望が種々提起されており、第7条第1項第3号の関係では学長に限るという結論に達したが、このような要望を少しでも満たすために、この臨時委員という制度を活用するのが妥当ではなからうか。そのためには臨時委員、専門委員ではあるが、実際上はこれを常置にしようとする運用をもってゆくほうがよいのではないか。学長以外の教員も臨時委員として構成員となるから、臨時委員を実際上常置的なものにすることによって協議会に学長

会議とちがう色合いを加えることができよう。それによって第7条の關係の種々の要望にもある程度応えることができよう。そのためにも、ここには「必要があるときは」という文句はない方がよいのである。「必要があるときは」とあると、いかにも例外的な場合のような印象を与えるので、常置的な運用にする途をひらくために削った。「必要があるときは」を削ることの提案は数からいうと2校だけであったが、第7条についての非常に強い要望を受けとめるために、このような修正をするのが適当であり、結局それが各大学全体の要望に応える途であらうとして字句の修正をした。

なお、第8条の關係では臨時委員の定員もきまっていないし、いくらでも増えることも考えられ第7条の意味と不統一になる恐れがあるし、臨時委員の数の方が多くなると困るからこの臨時委員の制度はやめた方がよいという意見もあったが、上述のように總体的見地から、臨時委員を常置的な運用にするという方向にもっていった。また、臨時委員、専門委員の職務、権限についての規定を設けよという意見もあったが、これは臨時委員、専門委員の性質上、任期とか権限とかを固定的に一概に規定してしまうことは適当でない。必要があれば実施細則に規定することになるが、臨時委員、専門委員という性質上任期等は細則にも規定しないことにならうと思われる。

第9条については、小委員会、外部の者が入ってくる懸念があるのでやめた方がよいという意見もあったが、これはいうまでもなく協議会の内部に作るもので、必然的に協議会の構成員が小委員会の構成員になることは性質上当然である。また、実際の活動を機動的にするために小委員会の制度が必要なことはいうまでもないので、原案どおりとした。

第10条の關係では、利害關係の有無について問題があった場合に協議会できめるようにせよという案があったが、ことの性質上当然のことであるので特に規定は置かなかつた。必要があれば第11条に基づく実施細則に盛り込むことにならうかとも思われる。なお、ある大学の回答の中に、第10条の解釈として、この場合には委員そのものを辞任するものと考えていられる向きがあるようにみうけられたが、これは誤解である。第10条の趣旨は職務を行なうことだけを辞退するというのである。しかも第2条第2号の關係問題解決の助力についてのみ、その具体的ケースについての利害關係をもっている委員が職務を行なうことを辞退するという趣旨である。

第11条の実施細則については、細かい点は協議会の定めるところによるとして、必ずしも国大協の總會によらず協議会に任せるという趣旨をあきらかにした。いわば、委任規定である。しかし、各大学の要望の中に、この実施細則は相当重要であるから、各大学の意見をきくように、また、中には、總會にかけた方がよいという意見もあったが、第11条の規定は總會にはかけない形になっている。そこで、このような要望になるべくするために、実際の運用としては、第7条第1項第3号の地区選出委員の方から各地区に細則の案を持ち帰っていただき、各地区の意見をきいていただくというやり方を考えている。

附則の点は、会則の附則と同様であり、別表については、第7条で説明した。

2 大学運営協議会規程審議の際の質疑応答

(1) 全般について

- ◎ 地区協議会を設けてほしい旨の要望をしたが、各大学からそれについてどの位の要望があったか、また、教授以外の者も協議会のメンバーに加えてほしいことを要望したが、これもどの程度同じ意見があったか伺いたい。
- 今回、地区協議会の設置方について要望されたのは貴学だけである。前文に述べられているように、規定の上にはないが、それぞれの地域における連絡・協議等によって、談笑のうちにその目的が達せられるよう実質的な協力を期待しているので、この前文の精神を生かしてほしい。また第7条については、協会自体の体質改善をせよとの意見が非常に多く、まず体質改善について検討すべきであるとの要望があることから、協会自体の組織等について検討後あらためて第7条についても再検討することにしたいので、了承されたい。
- ◎ 各大学からの回答集計についての説明中、「賛成が半数である」というのは、趣旨について賛成であるとのことか、承わりたい。
- 全面的に賛成された大学が半数であるということで、趣旨にはほとんど賛成をされている。
- ◎ 運営協議会が現時点において必要なことは認めるが、本来ないほうがよい。したがって、協議会を臨時的なものにしたいとの意見を持っているが、これに対して、協議会の任務中管理運営の一般的改善を含んでいることを理由の一つとされていたことについて、結論に反対ではないが疑義がある。
- 大学自治が、一大学のみのものであるとは考えられない。
- ◎ 前文を起草の際、第5条を意識して起草されたか伺いたい。
- 第5条は助力であるから自治を侵害する場合があるかも知れないので「いやしくもその自治を侵害するようなことがあってはならない」との厳しい表現をとったが、前文では管理運営を含めてあるので和らげた。
- ◎ 前回、問題点を示された折の丙案に相当する意見は出なかったか伺いたい。
- 前は丙案もあったが、今回は1、2あった程度で、ごく少数である。

(2) 各条項について

第1条 異議なし

第2条について

- ◎ 第2条第1号中「改善をはかること」を「改善に寄与すること」と修正したのであれば、その際同条第2号においても「解決に助力すること」を「解決に寄与すること」に修正する考えはなかったか伺いたい。
 - 第1号は一般的な問題で、第2号は端的に「助力すること」がよいと考える。
- 第3条 異議なし

第4条について

- ◎ 第4条は原文のままとし、「助言その他の方法」の意味を明確にして会報に登載するとか、規程施行に当たっての了解事項とする等の方法により疑念を残さぬようにしたいが、これについて意見を承わりたい。
 - ◎ 「その他の方法」の表現は、はじめて見ると不明確なので、どのようなものが入のか例を明文化してほしい。
 - ◎ 「その他の方法」の解釈について、もう一度明確な説明をお願いしたい。なお、本条第3項の解釈として、総会と協議会との関係を説明いただきたい。すなわち、総会は当然運営協議会にその意見を述べ、運営協議会もまた総会に対して絶えず接触しその意見を求めるのであればならぬと思うが。
 - 方法として「助言」と例示したことから、そのアッパーリミットは、助言またはこれに類似したものとの法的解釈ができる。また、総会がその一機関である協議会に注文を出すことは、理論上当然可能であるが、本項はあくまで協議会自身が問題解決の助力をして行く一手段として助力の具体的経過を総会に報告しその意見をきくことができるものと規定したのである。
 - ◎ 第3項の趣旨はよくわかるが、その趣旨がこの表現でよいかどうか、また、第1項も表現の問題であって、「その他の方法」とした場合、その中に助言よりももっと強いものが考えられる恐れはないかと危惧する。
 - 心配されている趣旨はわかるが、そのような疑問を生ぜしめないように了解事項として置けばよいと思う。
 - ◎ 第3項により、経過を総会に公表されることは、当該大学にとって非常に苦痛である。したがって、そのような場合には、当該大学の意見をきかなければならないとする規定を設けることができないかどうか伺いたい。
 - よく検討してみたい。
- 会長所用退席のため、ここで平沢副会長議長となる。
- 第4条第1項の「助言その他の方法」については、次のとおり了解事項として記録にとどめることにしたい。

(大学運営協議会規程第4条第1項の「助言その他の方法」は、助言を超える強力な活動を行なう趣旨ではない。)

第5条 異議なし

第6条について

- ◎ 第1項中、「当該大学の正規の手続を経た学長の申出」を「当該大学の学長の正規の手続を経た申出」に修正して、その意味を明確にされるよう希望する。
- 修正案では、「学長の」が間に入ることによって「当該大学の」が離れてしまうので、そのための誤解を生み易い。本項の趣旨は当該大学の正規の手続を経た申出ということで、それを学長から申出られたい意である。
- ◎ 本条第2項中、「当事者双方合意の上」を加えられるよう意見を出したが、この意見

がいられなかった理由を伺いたい。

- そのように修正すると、実際には協議会が何も活動できなくなるであろうとの見地から修正しなかった。
- ◎ 第2項中「とくに必要があると認めるときは」と修正されたが、「とくに」と入れられた理由を伺いたい。
- 特別の理由からではなく、じゅうぶん慎重にすると趣旨を表わしたものである。
- ◎ 第2項についての修正意見として「当該大学の正規の機関に諮った上で」を加えられるよう要望したが、いれられなかったのは、当然のこととしていれられなかったのであるが、細則にいれるとの説明もあったが、その辺の事情を伺いたい。
- 第2項は申し出がない場合の規定なので、そのような場合には当該大学の正規の機関の決定など困難なことも考えられる。したがって一つの要素として運用上配慮することは望ましいがこの項ではその精神を述べ、必要があれば細則を検討する際考慮するのがよいとの考えである。なお、細則を作成するに当たって検討されるべき事項は、申し送り事項として引き継ぐことにしてあるので、本項についての意見をも含めて細則検討の際考慮されるべきものと思う。
- ◎ 第2項を削られたい旨の意見を出し、いれられなかったが、本項があることによって外部勢力の介入を恐れるむきがある。意見を伺いたい。
- 第2項を削ると協議会を置く意味がなくなるので残すこととした。外部勢力の介入を心配されるのはもっともであるが、第5条の精神で運用することを強調しているので、その点はじゅうぶん配慮されることと思う。
- ◎ 外部勢力の介入は、やはり心配される。なお、第2項について「前項の手続によらない場合」と修正案を出したが、本案がとり入れられなかった理由を伺いたい。
- 「前項の手続によらない場合」とすると「前項の手続」が「当該大学の正規の手続」とも読みとれ、種々の疑点が生ずることと、本項の趣旨が申し出がない場合を規定しているものだからである。

第7条について

- ◎ 委員の構成がこうになったのは、階段を踏んだ討議の結論として了解できるが、結果からみると、会、副会長3名、常置委員会の委員長7名、各地区選出の委員7名となり、前2者については互選によるとはいいながら旧設大学に偏しているのが実状である。とすれば地区選出委員のみが新設大学に廻ることになるが、大学数、任期等を考えると10年に一回の周期であり、これを補うため臨時委員の制度もあるが、多くを望めない。よって特別委員会の一である常置委員会の委員長をこの委員から除き、地区選出の委員の定数を倍にすることが考えられるが、成案を得るに至った本規程審議の経緯にてらし、この考え方を今急に修正動議として提出することは適当でないと考えられる。したがって、協会自体の体質改善を検討される際にこの点も再検討を願いたい。
- ロテーションの委員を多くするため、常置委員会の委員長を削って地区選出の委員を多くするのは賛成であるが、協会の体質改善後に検討されることでさしつかえない。

- ◎ 問題点を示された際にも要望し、結論として原案のような委員構成になったのであろうが、地区委員を多くしてほしい要望に変わりはない。特に地区内での連絡・協議を重視しているのであれば、地区代弁者として、1名では荷が重い感がある。
- 構想の問題であるから回答の線にそって立案をしたもので、技術的に述べるところはない。
- 常置委員会の委員長は必ずしも運営協議会のために選んだものではないのでこの点が問題である、また、会を全体的に代表するのは、会長、副会長も入っているが、常置委員会の委員長が代表している形になっている。とすれば、むしろ地方選出の委員と、全体から選出する委員とで構成するのがよいと思う。
- ◎ さき程「段階を経てこの結論に到達したのであるから、この席で急に修正意見を出すのは控える」との発言があったが、是非提案してほしい。常置委員会、協議会のために設けられた組織ではない。
- 常置委員会はなるほど協議会のために設けたものではないが、全国の大学の改善のために作られたものであるから、この委員長を構成員に加えることは必要であると思う。よって、当初は原案のまま出発して、会則検討後さらに構成について再検討することになればよいと思う。ゆえに常置委員会の委員長を除く意見には反対である。
- 「今急に修正の動議を提出することは遠慮したい」ということは、問題点の提示、その検討と、段階を経て大学の意見が集約された結論であるので、また元へ帰って初めから議論をし直す形を要求するのは控えたいとの意味である。
- ◎ 第1項第3号の委員の選出方法について伺いたい。
- それは協議会の発足後協議会自身が決めることであり、実施細則に規定されるべき事項であるが、たとえばこの総会の席上で互選するとか、文書でおやりになる等の方法も考えられる。
- ◎ とすれば、第3号は「国立大学長によって互選された」としてもよいのではないか。
- 選出方法は、大学が決めることであり、本号の趣旨は、大学が大学を選ぶとするものであるから「学長によって互選された」とはできない。
- ◎ 地区別の定員は、所在大学数等を考えると均衡がとれていないと思う。
- 協会の体質改善を検討する際、地区割等についても考えたい。
- 地区選出の委員については、本規程の決定後その選出方法を統一して決めてほしい。
- ◎ 関東甲信越の区分についてはその事情も異なるので、関東地区と東京地区に分離してはどうか。
- それは実際に委員を選出する際に相談すればよいだろう。
- ◎ 第3号の地区選出の委員は選出方法を統一するのか、各地区の自由な選出にまかせるのか伺いたい。
- 第11条の規定により協議会自体で決めるべき事項としていずれとも決めてはいないが、個人的には両者共ありうる。
- ◎ 細則は総会に諮る必要がないのか意見を伺いたい。

○ 建て前として協議会に委任されているが、本規程案審議の段階における各大学の要望の中に、細則についても各大学の意見をきくようにとのことであるので、地区委員がその地区の意見を集めて、実質的には72大学全部の意見をきくことにしたほうがよいとの論であった。そして形式的には総会にかけないが、実質的にはかけたと同じようにしたい考えである。

◎ これで第7条に関する討議を終わったものとされるのであるか。

○ 会則検討後再検討するとの条件付で了承されたものと思う。

◎ 地区委員1名では欠席することもあり、したがって責任が持てないのでこのままでは賛成できない。

○ 現状では条件付で了承することよい。

○ 構成員としてはあまり多くならない(20名位まで)ことを考えた。地区の会議は建て前上、協議会委員の連絡会議ではないし、地区から出ている委員が1名だけでは足りない場合、臨時委員の制度を活用してゆけるので、ある程度補えるのではないかと思う。

第8条について

◎ 臨時委員の概念について説明願いたい。

○ 一概にはいえないが、たとえば各専門にわたること、または外国の事情を調査したい場合にその適任者に依頼すること、その他問題によっては、当該地区からとか、同じ種類の大学から選ぶ等のことが考えられる。

◎ 専門委員の権限等については書かれていないが、見解を伺いたい。

○ 書きにくいというのが一つの理由である。表決権についての問題があるので、体質改善をも含めて臨時委員には書いたが、専門委員は表決権の点まで第7条の委員と同じにするのは適当でない。またある場合には事務職員からも選べるので概念の上で限定であるだろう。臨時委員はその点第7条の委員を補充する意味のものである。

◎ その意見には承服できないが、法律論争であるから意見があることだけを伝えて置きたい。

○ 趣旨として、法律技術的に完全なものを作ることよりも、運用がうまくできるように心掛けたため、無理をして規定しなかった点もあるので了承を得たい。

第9条について

◎ 小委員会には外部の者が入らぬと理解していたが、そのとおりでよいのか伺いたい。

○ 協議会の中の小委員会であるから、外部の者が入ることは考えられない。

第10条 異議なし

第11条について

◎ 「この規程を改正する場合には、総会の議を経なければならない」旨の規定を設けてはどうかとの意見を出したが、それについての見解と、将来会則が変わるとの予測の下で、暫定的な規定であるとの意味を持つものか伺いたい。

○ 改正の手続きについては、これが国立大学協会の規則であることから、作成の時と同様に、総会の議を必要とする。また、若しその議決要件として「3分の2以上の賛成を

必要とする」等の条件を付けるのであれば、規則中にその旨の規定を設けなければならないが、提案のようなものであれば必要とせず、なくても当然総会の議を経る要がある。

- ◎ 細則に規定されるべき事項を伺うと、当然総会の議を要するものがあると思うので、その道を開いておかれるよう望む。
- 重要なことについては、実質的に総会にかけたと同様になる手続きをもって進めたい。

○ 大学運営協議会規程実施細則の解説

(昭和38. 6. 7 第2
回大学運営協議会)

伊藤専門委員

1 大学運営協議会規程実施細則案起草にあたって採られた基本的態度

この細則案を起草するにあたって、まず大学運営協議会というものが、できるだけ実際の運営によって作られるルールにしたがって事務を処理できるようにすることを考えた。いまのところ今後大学運営協議会がどのように運営されていくかははっきりしないので詳細な点にわたって最初から細則でしばってしまうと困ることになる。どうしても明文で定めなければならないことだけを細則に規定し、それ以外は今後運用によってまかなう。さらにその結果、どうしても明文できめなければならないことが明らかになった場合には、その時あらためて実施細則、さらに必要ならば大学運営協議会規程自体を改正することによって対処すればよからう。そのような基本的な考えのもとに必要最少限度を細則に盛り込むという態度をとった。

第2に以上のような態度をとっても、かなり重要な点で、本来規程で定めなければならないようなところも数多く、それをどうするか種々論議したが、規程で定めていない以上、やはりこの細則で規定しなければならないという立場をとった。例えば、臨時委員がどういう性格のものであるか、それはどのような人から選ばれるものか、ということは、規程では明確ではないし、その審議過程でも細則に委ねるという気持もあったようであるが、その点ははっきりしないのでどうしたらよいか種々議論した結果、逃げたような形であるが、ところどころに臨時委員とはこういうものだという性格が表われるようにしながら、正面からはそれを規定しないということになった。また、地区選出委員というものがどのような性格のものか、これもはっきりしないし、一方、常置委員会の委員長が委員になるが、これと地区選出委員とは性格の違いがあるのか。これも規程からははっきりしないので細則起草のとき問題となった。この点もこの細則では若干違う扱いを予想しているわけである。このような点で、本来実施細則としては、この枠をこえるとみられることも若干は盛

り込まれているのである。

2 逐条について

第1条（招 集）

第1項は委員長が職権で招集する場合であるが、これは毎年2回以上招集することをきめた。2回以上ということについては特別な理由はない。国立大学協会の総会は年1回以上ということになっているが、理事会が2回以上ということで理事会程度の回数の大学運営協議会はやはり定例として開いた方がよいのではないか。そもそも大学運営協議会には2種の任務があり、その1にいわゆる紛争の処理があるが、そのほかに大学の管理運営の改善に寄与するという恒常的といってもよい仕事があるわけである。そのような点でどのような調査をし、どのような仕事をするかは年2回、少なくとも定期的に開催され、審議する必要があるとの考慮のもとにこのような規定にした。それ以上は委員長が職権によって開いていただくということにした。これらは委員長の職権による招集である。通常は委員長の招集で足りると思うが、念の為第2項で委員長に招集義務を負わせる場合を規定しておいたのである。

これは2つの場合を考え、1つは3人以上の委員から請求があった時に招集しなければならないこととした。この委員というのは勿論臨時委員を含む。この細則では特別の定めがない場合は委員といえど臨時委員を含むということになっている。規程によると臨時委員は普通の委員と同等の権限を有しているからこれは当然のことであるが念のため書いておいた。また、3人という数については、必ずしもこれに限るということではなく、初めは2人の連名でもよいのではないかという考えもあったが、委員数17（正規の委員）に若干名の臨時委員が加わると20余人となる。そこで便宜上その7分の1位の数で3人となった。国立大学協会の総会の規定もだいたい7分の1位の少数者の総会招集請求権があるようなので、一応比率をあわせた。

その第2の場合はかなり問題と思うが、第8条第2項で説明するように、いわゆる助力の開始は、普通の場合当該大学の学長の申出によって開始されることになっているが、この助力の開始の申出は原則としてその所属する地区選出委員を経由して行なうこととした。そしてその経由した地区選出委員というのは1人であっても大学運営協議会の招集を請求できるということとした。他の場合は3人以上の請求がなければならないが、地区選出委員を経由した場合はその委員の判断によって、これは招集した方がよいという判断があった場合にはその委員1人の請求であっても委員長は招集しなければならないこととしたわけである。

第2条（議 長）

あまり問題はないと思う。これは委員長が議長になる。委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定するのであるが、その指名する委員がその職務を代行するというようにしたのである。

第3条（定足数）

大学運営協議会の定足数をどうするか。これも種々議論のあったところで、いろいろの意見があったが結局まとまったものは、普通の場合、過半数でよいのではないかということになった。これには異論もなくはなかったが、将来この大学運営協議会がどのような形で運用されていくのか予想できない。場合によっては臨時委員が非常に多くなることが想像され、定足数をあまり厳重にするのはどうかと思われる。このようなことを想像することはよくないかもしれないが、各地で紛争が起り、例えば全国各地で5件も起るとするとそれぞれの紛争処理に適当な臨時委員が2名ずつ加わると10名の臨時委員になる。そのように臨時委員の数が多くなると、臨時委員の方は自分の担当しない問題が議題となるときは欠席するのではないか。そうなるとあまり定足数を高めておくとの会議が開けないおそれがある、やはり普通は過半数の定足数で足りるのではないかということになった。そして議事と同時に議決の場合も定足数は過半数でよいということとした。

第2項は、注意的な規定であるが、規程第10条に紛争処理に関して利害関係を有する委員は職務を辞退しなければならないという規定があるが、これに関する事項をどこに規定するか考えたうえ、他の規則の例などを調べたところ定足数のところにきめてあった例が多かったので、それにしたがって、職務を行なうことを辞退する委員の数は出席委員の数にかぞえないということをここに定めることとした。

さらに第3項で、その委員が利害関係を有するかどうかは大学運営協議会の決するところにより、当該委員はこの議決に加わることができない。これも、当然といってよい規定である。

第4条（表決）

この点も種々議論があって、やはり協議会が表決をする場合はどんな場合でもかなり重要な場合であるから、3分の2以上の同意が必要なのではないかという意見もあったが、運用がどうなるか解らないので、きびしいしばかりかたをしていると何も決定できないことになって困る。そのような意味で、通常の場合は定足数も過半数であるから、表決の場合も過半数の同意でたりうるということで、かなり動きやすくしておいた。

このようにして、第3条と第4条は通常の会議体と同様な定足数、表決の規定にした。

第5条（定足数と表決の特例）

しかし、第3条および第4条の通常の場合以外の、とくに重要な問題については特別にきびしい定足数と表決の規定をおくことにした。その一つは規程第6条第2項の場合で、学長の申出がないのに、この協議会が助力の開始を決定するということは非常に重要なことであり、規程においても「事態を慎重に考慮して」ということが書かれている。その二は第4条第3項の場合で、助力の経過を国立大学協会の総会に報告してその意見をきくというようなことは、この規程の審議過程をみてもきわめて重大な措置であると考えられている。そこで規程第6条第2項の場合と、第4条第3項の場合は、とくに重要な措置の場合であり、特例を定足数についても表決についてももうけたほうがよい。こういう場合だけは非常にきびしく規定しておくべきであるという考えのもとにこの二については、定足

数が委員の3分の2以上の出席、その表決は4分の3以上の同意が必要であるとした。その結果、この二つの場合つまり助力の開始を決定し、あるいは助力の経過を総会に報告し意見をきくことを決定するという議決をするためには、総委員の過半数がなければそのような結論が出せないという形にした。

これが定足数と表決についての一般の場合とその特例の場合で、第3条から第5条までに規定されているのである。

第6条（委員の欠席）

第1項は普通の手続的な規定で、出席できない場合は委員長に通知する。本条の主意は第2項で、これは意見の分れたところである。一部の意見では、委員というものは重要な職責であるから代理は認めないほうがよいという意見もあった。しかし、議決をする場合の定足数があり、やはり代理を認めたほうがよいのではないかということになった。そこで第2項を置いて代理人を出席させることとした。

この点について問題点が2つある。その1は、臨時委員が代理人を出せるかということ、これも問題があったが、原案ではここにあるように「臨時委員を除く。」ということとなった。つまり、臨時委員は、本人が出席することが必要になる。それは臨時委員の性格を考えるからで、通常の委員は大学を単位としている。従って学長が委員となっているが、場合によっては他の人を代理人とすることもできる。また、常置委員会委員長の場合は、その常置委員会の委員の中から代理人を出してもらうことも可能である。これに反して臨時委員というものは、その人の個性がかなり強い。大学の代表者というのではなく、その人自身の能力、その他種々の点を考慮して任命されることが多いのであるから、代理人を自由に出せるのでは困るのである。それらを考慮して臨時委員は本人に限り、これに反して通常の委員は代理人を出席させることができるということにした。

第2の点は、代理人を出席させることができるとして、代理人をどういう人にするかというような点についての規定が必要でないか。ということである。しかし規則にそこまで定める必要もないとの結論になった。委員長の承認をえてという要件もあり、また、委員が不適当な人を代理させることは考えられないので、それぞれの場合に依じて適当な代理人を出すよう運用に委ねてよいのではないか。ただ専門委員の話し合いでは、常置委員会委員長は、その常置委員の中から代理人を出し、地区選出委員の場合は、その地区の中の他の学長も考えられるが、規程からみて、その大学が指定されているとも考えられるので、その大学の中から適当な代理人が選ばれるのではないかということであった。しかし、これについては明文化しないで運用にまかせる形をとった。

第7条（議事の秘密）

協議会の性質上、これは公開すべきものではないので、公開しないということにし、従って当然記録等も非公開ということとなる。そのようなことで議事の非公開という規定をおいた。

第8条（学長の申出）

規程第6条第1項による助力の開始についての学長の申出についての手続を定めた。第

1項は、規程第6条第1項に「当該大学の正規の手続を経た学長の申出」という規定があるので、正規の手続が何かむづかしい問題もあるが、協議会としてはいちいちその申出にその大学の評議会の承認があるかを調べるわけにもいかないで、学長名義の公文書で申出があったときは、正規の手続を経たものとするという形で助力の開始が行なわれることにした。そのような点で疑義が生じないよう第8条第1項で規定している。これも一応推定するとしておいてはどうかとの意見もあったが、それでは協議会においてこの点で争が起って混乱するということでは困るので、「これを正規の手続を経たものとする。」という断定した形できめた。

第2項は、その申出の方法を規定した。これについても非常に問題があった。すなわち、直ちに協議会に対して申出をすればよいのではないかということも一案であるが、原則として地区選出委員を経由して行なうことを原案とした。規程の前文にも「地域における連絡・協議等によって、常に相互の協力に努めることが望ましい。」と書いてあるので、地区でおさまるものはその地区で収めることが望ましい。したがって自分の地区からそのような申出があったということをその地区選出委員が知っていることが必要ではないかということになって、このような申出は原則としてその委員を経由することにした。ただそこに「特別の事情のあるときのほか、」と入れたのは、逃げたような規定であるが、どうしても地区選出委員を経由することを望まず、あの地区選出委員を経由するのでは申出を持ち出たくないというような場合があるとすれば、それを押えてしまうのは好ましくない。したがって、特別にそのような事情があった場合には、直接に申出ができる余地も残しておいた。しかし、あくまでも原則としては、そこにあるように地区選出委員を経由して行なう。そこで地区選出委員としては実際には地区の適当な人と相談し、紛争の処理についてそこでいろいろ行なわれるのではないかと思われるが、規定上はただこのように申出が地区選出委員を経由して行なうというだけを明らかにするとどめた。なおその場合は第1条第2項でその委員の判断で協議会の招集が必要と認めた場合には、その地区選出委員単独で招集を請求することができることになっているのはすでにのべたとおりである。

第9条（臨時委員）

第1項は協議会が選任することを明らかにしたもので、実際上どのような形で選考するかは別として、規定としては問題はないと思う。

第2項で臨時委員の性格が間接的にでてきたわけである。臨時委員には、種々の場合があろう。例えば、規程第2条第2号の紛争処理を任務とするものもあろうし、場合によっては特殊の大学についての知識（単科大学等の場合）が協議会に不足であるという場合に加わることもあろう。更に、国立大学協会の体質改善からんで学長以外の教育が加わることもあろうと思われる。このうち規程第2条第1号の仕事をする者で、しかも学長以外の教官の場合にはかなり常置的な臨時委員という性質が強くなってくる。それらの種々の型の場合が規程では一括して規定されていて、その規定も臨時委員が委員と同一の権限を有するというのみであって、細則でどのように定めるか種々議論があったが、結局

性格の違う委員のあることを任期の点でおわせておき、あとは運用でまかなうこととした。そこで第2項に臨時委員の任期は2年とし、これはかなり常置的な委員を考えている。この委員については地区選出委員の任期が2年になっているので、それに合わせた。この原案が成立すると、委員の任期と臨時委員の任期とが少しずれるが、かえってこの方が適当であろう。これに反して、規程第2条第2号に掲げる事項、つまり紛争処理の仕事のために選任された臨時委員については、やはりその紛争処理が仕事であるから、場合によっては2年以上かかることもあろうし、2年に到らないで解決することもあるので、協議会が適当に定めるということにした。このように任期の点から臨時委員に少なくとも2種類あることが表われている。もし今後規程が改正され、そこで臨時委員というものの性格がはっきりしてくると、この細則も動くかと思うが、現在のところでは細則にはこの程度のことに残りは運用で処理できようというのが原案の趣旨である。

第10条（専門委員）

第1項で、専門委員の選任は協議会で行なうことを定めた。

第2項の専門委員の職責は、これをどう定めるか問題があろうが、規程にはその任務についての規定がないので、ここでは、漠然としてではあるが、特定の事項を処理するために補佐する役割りであるということをきめておいた。これだけで専門委員は動きうるのではないか。また、任期については、第3項で、特に任期は定めないで特別の事項の処理を任せられているのであるから、定められた事項の処理が終わったときに協議会がこれを解任する。専門委員の側からいうと解任されるという形にしたわけである。

第11条（小委員会）

小委員会は特定の事項を処理するため設けることができることになっているが、どの程度のことを小委員会についてきめればよいか。これも問題かと思うが、委員の選任、小委員長に関する規定をにおいて、それ以外の議事の進め方については、非常に漠然たるもので規定の形式としては良くないのであるが、協議会に関する規定は、性質に反しないかぎり小委員会に準用するというようにした。これは通常法律規定では、第〇条ないし第〇条の規定を準用するということになるのであるが、小委員会がどのように動くか、あるいは何人位で構成されるかということがよく解らないし、また、この細則のみならず、規程にも準用しなければならない規定があるようなので、第〇条から第〇条までと明記すると、書かれていないものは準用されないという反対の解釈をされて困るので漠然とした規定とした。

しかし、定足数とか表決等が準用されてくるので、小委員会はどのようなものをするのか明らかでないが、議決をするというようなことになるとあるいは定足数をあつめることが非常にむづかしくなったりするようなことになろうかとも思われるが、これも運用で処理できるのではないか。また、実際上は、小委員会がそこまでいかないで協議会の仕事の準備段階のことをやるということになればあまり定足数、表決数にこだわる必要はないと思うが、将来どう動くか解らないので非常に漠然とした規定にしておいたわけである。

最後に、施行期日について付則がついている。

第Ⅲ章 特別会計制度協議会

第1節 総則及び例規

○ 国立学校特別会計制度協議会設置について、 会長と文部事務次官との申し合わせ

(昭和39. 6. 5)

国立大学協会会長 大河内 一 男
文部事務次官 内藤 誉三郎

国立学校特別会計制度に関する協議会について

1. 名称は、特別会計制度協議会（以下「協議会」という。）とする。
2. 協議会の構成員は、20名以内とし、次に掲げる者をもってあてる。

国立大学協会側

会長または副会長
第6常置委員会委員長
会長が指名した学長若干名

文 部 省 側

文部事務次官
大学学術局長
管理局長
官 房 長
大臣官房会計課長

3. 協議会には、構成員の互選により議長および議長代理を置く。
4. 協議会の議に付すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、常例的事務に属する事項を除く。
 - イ 国立学校特別会計制度の運営上の重要事項
 - ロ 国立学校特別会計制度の改善に関する重要事項
5. 協議会は、国立大学協会側または文部省側のいずれかの要求があった場合に開催するものとする。
6. 協議会には、必要に応じ、大蔵省側関係者の出席を求めることができるものとする。
7. 協議会に関する事務は、国立大学協会事務局において処理するものとする。

○ 国立学校特別会計制度協議会運営方針

(昭和39. 9. 21第1回特別会計制度協議会決定)

(昭和45. 5. 11第12回特別会計制度協議会変更)

特別会計制度協議会（以下「協議会」という。）の運営は、昭和39年6月5日国立大学協会会長と文部事務次官との申し合わせによるほか、この方針によって行なうものとする。

1. 協議会は、国立大学協会側または文部省側のいずれかの要求に基づき、議長の招集により開催するものとする。
2. 協議会は、定例または必要に応じ臨時に開催するものとする。定例会議は、毎年度、予算概算編成前および予算案決定後に開催するものとする。
3. 予算概算編成前の定例会議においては、国立大学協会または文部省より提出した国立学校特別会計制度の改善および運営に関する意見ならびに翌年度予算概算編成方針に関する事項その他について協議し、予算案決定後の定例会議においては、予算案およびこれに関連する会計制度上の問題についての報告ならびにその対策その他について協議するものとする。
4. 協議会には、必要に応じ協議会の議を経て小委員会を設けることができるものとする。
小委員会には、専門委員を置くことができるものとし、専門委員は、国立学校または文部省その他の職員をもってあて、あらかじめ協議会の承認を得て協議会の議長が委嘱するものとする。

(注) 定例会議開催時期

- | | |
|----------------|-----------|
| a 予算概算編成前の定例会議 | 4月下旬～6月上旬 |
| b 予算案決定後の定例会議 | 2月下旬～3月下旬 |

○ 国立学校特別会計制度実施の際の文部事務次官と大蔵省主計局長との覚書

(昭和39. 2. 27)

覚 書

1. この特別会計は、国立学校の内容の充実を図り、かつ、今後における整備を促進する趣旨のものである。
2. この特別会計は、国立学校会計の独立採算を目的とするものではない。したがって、特別会計にしたことを理由として授業料等の値上げを意図することはない。
3. この特別会計に属する不用の財産を処分して、その収入を国立学校の内容充実にあて

ることを容易にするため、今後においても必要がある場合においては、建交換を行なうに必要な予算と国庫債務負担行為の計上を図ることとする。

4. この特別会計の歳出予算の移流用については、教育研究の事情に即して弾力的な取扱いをするように努めることとする。

(註) この覚書は、昭和39年4月2日参議院大蔵、文教委員会連合審査会において、田中大蔵大臣が公表している。

第2節 参 考

○ 国立学校特別会計について検討を要する事項

(昭和40. 4. 26第3回特別会計制度協議会決定)

(I) 特別会計制度の運営上の問題点について

(ア) 積立金制度の運営方法について

制度上は、国立学校を包括した一つの積立金として運用することになっているが、これが実施に当っては積立金を生じた事情を考慮し主として歳入超過を生じた学校の経費の財源にこれを充当することが妥当と考えられるので、その具体的措置についてさらに検討を要する。

なお、積立金のうち「旧大学及び学校資金」の使用方法等についても検討を要する。

(イ) 財産処分収入の使用方法について

制度上は、財産処分収入についても、特別会計全体の財源に充当されることになっているが、これが運用に当っては財産処分収入を生じた事情を考慮し主として財産処分収入を生じた学校の特定の経費の財源にこれを充当することが妥当と考えられるのでその具体的措置についてさらに検討を要する。

(ウ) 歳入歳出予算の弾力条項の適用について

制度上歳入歳出予算の弾力条項の適用は、特別会計全体の総枠において運用されることとなっているが、これが適用に当っては歳入予算を超過した学校の歳出財源または主として歳入予算を超過した学校の歳出財源にこれを還元することが妥当と考えられるので、これが具体的措置についてさらに検討を要する。

(エ) 歳出予算の計上と積算のあり方について

あらたに予算措置を講ずる必要のある経費の有無、予算積算の根拠および予備費計上額の妥当性について検討する必要がある。

(オ) 継続費、国庫債務負担行為、繰越および移流用等の制度の活用とその手続きについて

研究、教育の長期計画に即応するためおよびその特殊性にかんがみ、継続費、国庫債務負担行為、繰越および移流用等の制度の活用とそれらの手続きの簡素化等弾力的運営方法について検討する必要がある。

(6) 建築交換方式の運用について

学校特別会計法制定の趣旨にかんがみ、国立学校における施設の集合整備の円滑な実施をはかるため、現行の建築交換方式が容易に実施できるよう特別の措置について検討する必要がある。

(7) 特別会計の決算の処理およびこれに関連する諸問題について

特別会計において、決算上不足を生じた場合または歳入欠かとなる見込みがある場合における処理方法およびこれらに伴う諸問題の処理について検討を要する。

(2) 特別会計制度の改善について

(7) 一般会計繰入金のあり方について

一般会計からの特別会計への繰入金は、毎年度予算においてそのつど決定されることとなっているが、国立学校の整備充実を促進するためには国立学校自体の収入増加に伴って一般会計繰入金の減少をきたさないようその拡充方途を検討する必要がある。

(8) 借入金制度の改善について

現行では長期借入金のできるものは附属病院の施設費および既成市街地の過度の人口集中の緩和に資するための移転に伴う用地取得費を支弁するための経費に限られているが、今後における国立学校の整備充実を促進するためには、借入金の制度の拡充方を検討する必要がある。

(9) 国立大学とその他の諸学校とを区分することについて

現在、国立大学の予算は、その他の諸学校とともに予算上一括して計上されているが、国立大学の任務と性質にかんがみ、予算科目その他について制度的にこれを明確に区分整理することを要するか否かについて検討する必要がある。

(10) 特別会計と寄附等の取扱いについて

国立大学に対する地方公共団体等の財政的援助についての現行法令上の取扱いを検討する必要がある。また、近年特に要求されている産学協同等に関連して、委任経理・受託研究等の制度および国立大学における寄附受入等の団体（法人等）の必要性和そのあり方について検討する必要がある。

なお、国立大学に対する寄附金に係る寄附者の減免税については、寄附者が法人である場合と個人である場合の取扱いが相違しているが、教育、研究の助成をはかるため、これらの減免税措置等についても検討する必要がある。

(11) 研究および教育の特殊性と長期計画に対応する会計制度のあり方について

研究および教育の特殊性と長期計画に対応して、現行予算の単年度方式について検討するとともに、契約、支出等の経理関係および物品・国有財産関係について会計法規上特例を設ける等会計制度の改善について検討する必要がある。

(㉔) 特別会計と臨時行政調査会の行政改革に関する答申との関係について

臨時行政調査会の「予算・会計の改革に関する意見」は、特別会計においても重要な関連を有するのでその取扱いについて検討する必要がある。

○ 国立学校特別会計制度についての意見

(昭和39. 1. 23
国立大学協会会長)

国立大学がその任務・目的を達成するためには、一般行政機関とは異った独自の運営が必要である。この見地から、国立大学の会計についても一般会計と異った取扱をすることに異論はない。しかしながら、その具体的な制度及び内容については、大学の意見を反映せしめ、大学にふさわしいものとするよう慎重な検討を要する。しかるに、今回提示された国立学校特別会計制度に関しては、われわれに十分検討するいとまが与えられなかったことは遺憾であった。

従って、われわれはその内容について十分具体的には結論を得るにいたっていないが、さし当り後記の諸条項の趣旨は関係法令において完全に実現されることが必要であると考ええる。

国立大学の内容、施設は、新設大学はもちろん、旧設大学においても、極めて劣悪不満足な状態にある。この現状を改善し、学術の水準を高め大学間の格差を是正し、大学の任務の達成に支障なからしめるためには、大学財政をさらに拡充し、その運営をいっそう円滑ならしめなければならない。その意味において、大学財政については、今後の検討に残された問題は少しとしないのである。従って、今回の特別会計制度の実施後においても、その結果を検討し、改善をはかって行くことはもとより、さらに進んで、大学財政確立の方策を研究する必要がある、常時右の検討・研究が続けらるべきであると考ええる。

なお、この制度の成文化及び実施にあたっては、大学の自主性が尊重されるべきことはいうまでもなく、また、この会計の運営上の重要事項については国立大学側の意向が十分反映されるような方途が講ぜらるべきである。

右の趣旨において当協会は、次の諸点について要望する。

I 特別会計設置の趣旨と目的

- (1) この会計は、大学における研究と教育の円滑な運営を保障し、すべての大学の人的・物的内容を充実させることを本旨とすべきものであること。
- (2) この会計は、国立大学財政を、永続的・長期的観点に立って自主的・弾力的・計画的に運営することを可能ならしめるものでなければならないこと。
- (3) 国立大学の財政は、本来収支の均衡を期待することができないものであるから、たとえこの会計の運用上企業会計の精神を活かすべき面があるにしても、そのことにより国立大学の本来の目的の実現を妨げるようなことがあってはならないこと。

- (4) 国立大学の任務と性質にかんがみ、国立大学とその他の諸学校とを区分すること。

Ⅱ 特別会計の運用

- (1) この会計の運用に当っては、一般会計の負担を軽減するために独立採算をはかるようなことがあってはならないこと。したがって、
- (㊦) 剰余金、国有財産処分収入等の特別会計固有の財源があることを理由として、一般会計からの支出を削減してはならない。
 - (㊧) 授業料収入等の歳入の増大を特にはかるようなことがあってはならない。
- (2) この会計においては、大学における研究と教育の円滑な遂行を可能ならしめる見地から、一時借入金・繰越・予算の流用・継続費等の諸点において弾力的な措置が考慮されなければならないこと。
- (3) この会計は、また国立大学施設の整備促進、内容充実のために運用されなければならないこと。したがって、
- (㊨) この会計に属する国有財産の利用ないし処分は有償としてこの会計に帰属し、一般会計の財産を使用または所管換する場合は無償とすることを原則とする。
 - (㊩) この会計は、施設の整備を促進するために適当な条件のもとに財政投融资資金の受入れを行なうものとする。
 - (㊪) この会計では、いわゆる建交換を行なうに必要な予算枠を設け、国庫債務負担行為をなすものとする。
- (4) この会計の剰余金は、全額この会計の財源とし、歳入予算超過分の一部は、積立金として積立て、施設整備のために歳入に繰入れうるものとする。
- (5) 歳入超過額については、弾力条項を設け、予算の円滑な運営をはかることとする。
- (6) 剰余金、歳入超過分、国有財産の処分等によって生じた財源は、それらの発生した事情を考慮しつつ、(3)の目的に沿うように使用すること。

昭和39年1月23日

国立大学協会会長 大河内 一 男

○ 国立学校特別会計制度についての意見の解説

(昭和38.12.25 役員)
会、第6常置合同会議

武田専門委員

1 全般について

国立学校の財政は、従来、一般会計によって経理されていた。すなわち、その経費は国

立学校費（昭和37年度決算額は784億円強）および国立文教施設整備費（同じく約136億円）として計上され、他面国立学校における授業料収入、付属病院や演習林等からの収入（昭和37年度決算では合計163億円強）および国立学校所有の財産売却代金等はすべて一般会計に繰入れられていた。今回、昭和39年度予算編成過程で突如として出てきた国立学校特別会計の構想は、これらの収入、支出を一般会計から切り離して、国立学校の財政を特別な経理のもとにおこうというわけである。

何故こういう話が突如として出てきたかは一つの問題であるがその点はどこでは問わない。またこれは戦前の大学特別会計とはかなり異なったものであり、戦後国立大学協会において議論されたものと同趣旨のものであるかどうかともよく分らないが、その点もここではせんざくしない。

ここではただ、国立学校特別会計を作るという話が出てきたというその点だけを受けて、もしそういう特別会計がつくられるのならば、国立大学協会としては、こうあってほしいと考えることを、一応漏れなくいっておこうということで、そのいうべき点を考えてみた。それがこの意見（案）である。

意見（案）は、この特別会計設置の構想を受けとめて検討するに当たってわれわれが前提とした点を書いた第1の部分と、その前提に立っての要望を述べた第2の部分とからなっている。第2の部分はさらにこの特別会計がどういうものであってほしいか。こうでなければならないという点を述べた「設置の趣旨と目的」と、そのような「設置の趣旨と目的」から、当然出てくることではあるが、この特別会計の運用上、特に注意してほしいという点、あるいはこのさい釘をうっておきたいと思う点を列挙した「特別会計の運用」に分れる。

2 逐条について

1. について

- (1) 国立大学は、いうまでもなく研究と教育を任務とし、目的としている。しかも、その研究と教育の経費は、私立大学の場合とは異なり、必ずしも授業料等で賄うべきものではなく、これまでも他の国家機関と同様、租税として徴収されたものがこれに充てられてきた。しかし研究と教育という国立大学の任務、目的を達成するについては、事の性質上、一般行政機関が事務を行なう場合とは異なった独自の活動の仕方が必要である。したがって、国立大学の活動を、一般行政機関の活動を規制し拘束するのと同じ方式の予算で規制し、拘束することには無理があり、独自の方式があって然るべきではないか。国立大学について戦前、特別会計がおかれ、戦後も一部でそれが望まれてきたのは、このような考えによるところが多いように思われる。
- (2) 国立大学の施設の現状が、戦後新設された大学では勿論、戦前からの大学においても非常に粗末な状態にあって、研究と教育という大学の任務、目的をじゅうぶん達せられないようなものであること、それをなるべく早く充実することが急であることは、

いうまでもないことである。

- (3) 日本の財政・経済の現状、すなわちいわゆる開放体制への移行にともなって今までのようないわゆる高度成長は困難になり、したがってこれまでのような財源ののびは望めなくなってくるが、他方そうした情勢の変化を口実とする各省の予算要求は一段と熾烈化すると思われる。そのような状態においては、文部省や大学当局が努力しても国立大学の運営、ことに内容の充実に必要な予算を確保していくことについて、今日よりも事情が好転するとは考えられない。そうだとすれば、一方では予算確保のために従来どおりの、いな従来以上の努力をするのはむろんのことだが、他方ではその確保した予算をすこしでも有効に使う方法、あるいは国立大学が現にもっている財産、収入等を役立てる方法を考えていくことも必要になるのではなからうか。

以上のことが、この意見（案）をまとめる前提になっている。

2. について

右のような考えに立つならば、作らるべき特別会計は次のようなものであってほしい。または次のようなものである場合に、われわれとしては賛成しうる。

I この特別会計が設けられる場合には、国立学校特別会計法ができ、そこに、その設置の目的ないし趣旨がうたわれるはずであるが、以下のようなことを、なんらかの形でできるだけ盛りこんでにおいて、それに照して、その運営がおのずから規制されるようにしたい。

- (1) この会計は、大学における教育と研究の円滑な運営を保障し、大学の人的・物的内容を充実することを目的として設けられるものであること。その意味でこれは、いわゆる事業特別会計ではなく、前記のような目的達成のために設けられた一種のいわゆる整理区分特別会計であるということである。
- (2) しかし、他面、単なる整理区分のための特別会計にとどまらず、国立大学の財政を永続的・長期的観点に立って自由的・弾力的・計画的に運営することを可能ならしめるような特別会計でなければならないということである。
- (3) 結局は(1)(2)と同趣旨のことを別の言葉でいったものである。国立大学は、多少の収入をもっているとはいえ、それはごくわずかなもので、その経費の80%以上は一般財源によって賄われてきたのであって、この性格は特別会計になったからといって、すこしも変るものではない。それなら一般会計のなかにおいておくべきで、特別会計を作る必要はないようにも思われよう。しかし、国立大学は一般行政機関と異なった独自の運営を必要とするということが主たる理由ではあるが、一旦、特別会計を作った以上は、企業会計の趣旨、精神を活かしうる分野で活かしていくことにやぶさかであってはならない。この場合、企業会計の趣旨、精神というなかには、単に能率を上げる、収入をふやすということのほか、設備や機械の減価償却等運営一般についても、一般会計とはちがった考え方をしていくということを含むものである。ただしかし、そのことによって、国立大学がもっている研究と教育という本来の任務・目的が妨げられるようなことがあってはならない。例えば、国立大学付属病院の第1にもってい

る任務・目的は研究と教育である。そこで、企業会計の趣旨、精神を取り入れるという名のもとに、他の病院と同様な経営が強いられ、本来の目的、機能が妨げられるようなことがあってはならない。要するに研究と教育という国立大学本来の任務、目的を中心としつついい意味で企業会計の趣旨、精神をももつという意味でいわゆる事業特別会計ではむろんないが、また単なる整理区分の特別会計でもないという点に、この特別会計の存在意義はもとめらるべきだということである。

Ⅱ 右の「設置の趣旨と目的」から当然導かれることであるが、この特別会計の運用についての要望が大綱的に6点並べてある。

- (1) まず、この特別会計の運用上、最も懸念される点に釘をうっておこうというわけである。国立学校特別会計設置の構想が出てきたさい、新聞等では、それを、授業料の値上げにつながるもの、将来独立採算が要求されるおそれがあるものとして論評した。これは必ずしも杞憂とはいえないが、しかし、すでに要望したような「設置の趣旨と目的」からいって、この特別会計に対して、かりにも独立採算的な運用をしいるようなことがあってはならないということである。
- (2) この特別会計は、国立大学のもつ研究と教育という任務、目的にそうよう長期的・永続的観点から弾力的に運用されるものであるから、例えば研究計画の進行の具合によっては、一時剰余金が出ることもありうる。また施設拡充のために大学所有の財産を売却した収入を一定期間保有していることもありうる。しかし、それを理由にして一般会計からの支出金が減らされたり、当然増えるべきものが抑えられたりしてはならないということである。
- (3) この特別会計は、先述したように、80%以上が一般会計からの支出金でまかなわれなければならないが、そしてそれは、これまでそうであったように、年々増えてゆくはずだが、それについて予算要求をする場合、授業料を上げたり、病院収入をふやすような努力が不当に強要されるのは困るということである。もちろん授業料は固定せよ、絶対に上げてはならない、病院収入をふやす努力は無用だというわけではないが、それらは、いろいろな状況をみ、大学の判断も加味し、特別会計の趣旨も考えた上で行なわなければならないということである。
- (4) 前述のような懸念があるにもかかわらず、この特別会計の設置が考慮に値するのは、国立大学の任務・目的たる研究と教育という活動が他の行政機関のそれとは異なった性質をもっているからである。したがってこの特別会計においては、その活動の円滑な遂行を可能ならしめるような、予算的なし会計の措置が講じらるべきだということである。一時借入というのは、収入は確実に見込まれるが今現金はない、しかも、支出のほうは研究上今ただちに必要だというような場合、一時借金をすることであり、繰越というのは、研究の進行ぐあいによって年度内に消化されない予算を翌年度に廻して使うことであり、予算の流用とは、ある研究のために割当てられた予算を他の研究のために使うことであり、継続費とは、例えば4年かかる研究がある場合、4年間に必要な経費について一括承認をえた上で、その年割り額を毎年度の予算としてもら

から生ずる収入とか、いろいろな財源があり、場合によっては、それが相当巨額にのぼることもありうる。そのような財源と一般会計からの繰入金とをもって、国立大学の施設を整備し、内容を拡充していこうというのがこの会計のもつ一半の趣旨、目的であるが、この場合その財源特に一般会計からの繰入金以外のものをどう使うかという問題である。これについては二つの極端な例が考えられる。一つはいわば個人主義的な考え方で、A大学がその所有財産を売って得た収入、A大学が作り出した歳入超過分は、総てA大学の施設の拡充に充てるべきだという考え方であり、もう一つは、いわば共同連帯的な考え方で、国立学校特別会計は一本であり、その趣旨、目的は、日本の国立大学全般の水準を引き上げていくことにあるのだから、たとえ財源はA大学が作り出したものでも、それは、一番施設の悪い所、たとえば、Z大学の整備、拡充に振向けるべきだという考え方である。

しかし、ここではいわばその中間の考え方でいこうというわけである。すなわち、一方では財源の「発生した事情に則しつつ」、つまり財源はA大学が作り出したのだということを充分念頭におく、しかしまた他方では「3)の目的に沿うように」、つまりこの特別会計は国立大学全体の施設の整備内容の充実を窮極のねらいとするものだという事柄も忘れないようにしたいということである。具体的にどうするかはなかなか難しいが、例えばA大学が所有財産を処分して50億円の財源をえた。その場合にはまずA大学の施設の整備、内容の充実¹⁾に充てる。A大学より施設の劣った大学があるかもしれないが、A大学が作り出した財源だということを考慮してまずA大学の施設、内容を一般的な水準で相当程度まで整備充実する。しかし、A大学のほうでも不当に単価の高い建物をたてたり、現状では贅沢だと思われるような設備はしない。その上でなお余りがあったらZ大学その他の大学に廻す。廻すほどの余裕がない場合でも、Ⅱの(1)の(4)の要望がみたされていれば、A大学に行くべき国立文教施設整備費分だけは浮くことになるから、それでZ大学その他の大学の施設整備をはかる、このように考えたらどうかということである。

うことである。これらについては、一般会計の場合には、予算総則に明記するとか、予め大蔵大臣の承認をうるとかいう厳格な制限があって、例外的にしか認められていない。しかし、特別会計を作るというのであればそういう点についてなるべく弾力的な措置をみとめて、大学本来の目的にそった活動がしやすいようにしてほしい、これまでのように一般の行政官庁の予算の運用方式をそのままおしつけるものではないようにしてほしいということである。

- (3) しかし、この特別会計のさし当てるの目的は、国立大学の施設、設備を整備してその内容を充実する点にあるように思われる。そして先述のように、国立大学の施設、設備は、新設、旧設を問わず非常に貧弱であることを考えれば、それも尤もである。ただそのためには

(イ) 国立大学のもっている土地や建物、演習林等、それらを借すとか、売るとかする場合にはすべて国立大学の内容の充実のためにおこなうようにする必要がある。一般会計なり、他の国家目的なりに必要だからという理由で、無償で寄せととか、やすく利用させるとかいうようなことがないようにしてほしいということである。

(ロ) この特別会計は、先述のようにいわゆる事業特別会計ではないから、そういう会計が財政投融资を受けること、つまり、郵便貯金とか簡易保険の積立金等の一部を借入れることはおかしいという議論もありうるが、施設の整備を促進するという見地から、ゆとりをもって考えるべきだということである。

以上の3点は、「設置の趣旨、目的」から出てくるこの特別会計の性格、そこからくる運用の態度についての要望であるが、以下の(4)(5)(6)では、狭い意味の運用について多少細かいことではあるが重要なことを述べた。

- (4) この特別会計においては、弾力的運営の結果、例えば、歳出がなんらかの都合で消化できなかったとか、節約されたとかいうような場合、あるいは歳入が予算以上にのぼったような場合、剰余金ができる。一般会計の建前では、これらの剰余金は、翌々年度の一般財源となるが、この特別会計では、すでに述べたような目的、趣旨から、その全額を財源として留保したい。とくにその剰余金のうち歳入予算を超える収入から成る部分は、一部を積立金として積立てておき、施設を整備する場合、歳入に繰り入れて使用しうるようにしたいということである。

- (5) これは、(4)が年度終了後のことを言っているのに対して年度の進行中に歳入超過の出た場合の話である。例えば付属病院の予算が歳出入ともに10億円であるのに、年度の進行とともに15億円位の歳入が出てきた。この場合、一般会計ないし財政法の一般的建前からいえば、5億円の歳入超過分を直ちに歳出に充てるわけにはいかない。そのためには、まず追加予算を組んで、国会の議決を経なければならない。しかし、この特別会計では、予め弾力条項をもうけておき、上例のような場合に追加予算の作成、議決という手続を経なくても、自動的にし弾力的に歳出が増やせるようにしておき、研究と教育のための活動がより円滑に進行するようにしたいということである。

- (6) この特別会計には、剰余金とか、歳入超過とか、大学の所有財産の処分ないし利用